昭26.12.12.

官報

主要目次

政令
○公共企業体労働関係法施行令の一部改正　二〇五頁
府令
○自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令の規定による強制譲渡に関する登記の特例に関する府令　二〇五
省令
○指定遠洋漁業取締規則等の一部改正　二〇六
告示
○自転車競走を行うことのできる市指定　二〇六
○旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法に基き、外地関係共済組合のうち台湾総督府営林共済組合等指定　二一〇
○連合国財産管理人解任　二一〇
○連合国財産の引渡し命令　二一〇
○南緯四十度以南において座頭鯨を捕獲することができる期間　二一一
○原動機付自転車用原動機の型式認定　二一二
○自動車用消火器の型式承認　二一二
○名古屋萱場郵便局等設置　二一二
官庁事項
○船舶公団の清算結了　二二一
公共企業体事項
○昭和二十七年において耕作するたばこの種類及び耕作面積の一部改正　二二一
○厚岸線浜厚岸駅前・太田間に自動車による運輸営業開始　二二二

政令

公共企業体労働関係法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十六年十二月十二日

内閣総理大臣　吉田　茂

政令第三百七十五号

公共企業体労働関係法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公共企業体労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二十一條第四項及び公共企業体労働関係法の施行に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第八條第一項の規定に基き、この政令を制定する。

公共企業体労働関係法施行令（昭和二十四年政令第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中「二万円」を「二万四千円」に、「一万三千円」を「一万六千円」に、「九千円」を「一万円」に、「五千五百円」を「六千五百円」に、同條第二項中「二万円」を「二万四千円」に、「一万八千円」を「二万一千円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十六年十月一日から適用する。

大蔵大臣　池田　勇人
運輸大臣　山崎　猛
労働大臣　保利　茂
内閣総理大臣　吉田　茂

府令

◉法務府令第百七十号

自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令（昭和二十五年政令第二百八十八号）第六條第二項の規定に基き、自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令の規定による強制譲渡に関する登記の特例に関する府令を次のように定める。

昭和二十六年十二月十二日

法務総裁　大橋　武夫

自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令の規定による強制譲渡に関する登記の特例に関する府令

（目的）

第一條　この府令は、自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令（昭和二十五年政令第二百八十八号。以下「令」という。）の規定による強制譲渡に関する登記の特例を定めることを目的とする。

（所有権移転の登記の嘱託）

第二條　令第三條第一項の規定により既登記の不動産の所有権が移転した場合において、登記権利者の請求があるときは、市町村農業委員会は、当該不動産の所有権移転の登記を嘱託しなければならない。

第三條　前條の登記の嘱託書には、譲渡令書の謄本及び対価の受取証又は供託受領証を添付しなければならない。

2　前項の嘱託書には、登記義務者の権利に関する登記済証を添付することを要しない。

第四條　第二條の登記を嘱託する場合において、当該不動産の登記用紙に自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令施行令（昭和二十五年政令第三百十七号）第十三條第一項各号の一に該当する権利の登記があるときは、嘱託書にその登記を表示するに足るべき事項を記載することができる。この場合において、その権利が譲渡令書に記載されていないときは、嘱託書にその権利が同項各号の一に該当することを証する書面を添付しなければならない。

（所有権保存登記の嘱託）

第五條　令第三條第一項の規定により未登記の土地又は建物の所有権が移転した場合において、当該土地又は建物の所有権を取得した者の請求があるときは、市町村農業委員会は、その者のために当該土地又は建物の所有権保存の登記を嘱託しなければならない。

2　前項の登記の嘱託書における不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第三十六條第一号、第二号又は第三十七條の規定による土地又は建物の表示は、土地台帳又は家屋台帳と符合しなければならない。

第六條　第三條第一項の規定は、前條の登記を嘱託する場合に準用する。

（所有権以外の権利の移転の登記の嘱託）

第七條　第二條から第四條までの規定は、令第三條第一項の規定により所有権以外の既登記の権利が移転した場合に準用する。

（政府に権利が移転した場合の登記の嘱託）

第八條　令第三條第一項の規定により既登記の不動産の所有権、未登記の土地若しくは建物の所有権又は所有権以外の既登記の権利が政府に移転した場合には、都道府県知事は、当該不動産の所有権移転の登記、当該土地若しくは建物の所有権保存の登記又は所有権以外の権利の移転の登記を嘱託しなければならない。

2　第三條、第四條、第五條第二項、第六條及び前條の規定は、前項の場合に準用する。

第九條　同一の登記所の管轄内に在る二箇以上の不動産につき前條第一項の登記を嘱託する場合には、登記原因又は登記の目的が同一でなくても、土地、建物又は立木の別に同一の嘱託書で、その登記を嘱託することができる。

（代位登記）

第十條　市町村農業委員会又は都道府県知事は、この府令の定めるところにより登記を嘱託する場合において、必要があるときは、登記名義人又は相続人に代り、不動産の表示若しくは登記名義人の表示の変更又は相続による権利移転の登記を嘱託することができる。

毎日文庫
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

2 不動産登記法第四十六條ノ二、第五十條第三項、第六十條ノ二及び第六十三條ノ三の規定は、同項の登記に準用する。

（消滅する権利の登記のまつ消）

第十一條 第二條（第七條において準用する場合を含む。）又は第八條の登記の嘱託があつた場合において、令第三條第一項の規定により消滅する先取特権、質権又は抵当権の登記があるときは、登記官吏は、その登記をまつ消しなければならない。第四條（第七條及び第八條において準用する場合を含む。）の規定により嘱託書に表示した登記についても、同様である。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

省令

◉農林省令第八十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五條第一項の規定に基き、指定遠洋漁業取締規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十六年十二月十二日

農林大臣 根本龍太郎

指定遠洋漁業取締規則等の一部を改正する省令

（指定遠洋漁業取締規則の一部改正）

第一條 指定遠洋漁業取締規則（昭和二十五年農林省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「又は操業を指揮する者」の下に「（大型捕鯨業にあつてはその砲手又は砲手の職務を行う者を含む。）」を加える。

第二十七條の次に次の二條を加える。

（捕獲鯨の表示及び報告）

第二十七條の二 大型捕鯨業に従事する船舶の船長は、鯨を捕獲したときは、その都度当該鯨の尾羽に船名を表示する記号及び捕獲の順序を示す番号を表示し、且つ、三時間以内に、左の各号に掲げる事項を無線電信で当該鯨を処理しようとする鯨体処理場に報告しなければならない。

一 捕獲日時及び位置
二 鯨の種類
三 尾羽番号

第二十七條の三 前條の報告があつたときは、鯨体処理場の設置の許可を受けた者は、遅滞なく当該報告に係る事項を帳簿に記載し、且つ、当該鯨につき左の各号に掲げる事項をその判明の都度これに併記しなければならない。

一 処理開始日時
二 休長
三 性別
四 乳分泌の有無
五 胎児の性別及び体長
六 この省令に違反する事実のある場合にはその詳細

第四十一條中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 第二十七條の二の規定による表示若しくは報告をせず、又は虚偽の表示若しくは報告をした者
四 第二十七條の三の規定による記載をせず、又は虚偽の事実を記載した者

（母船式漁業取締規則の一部改正）

第二條 母船式漁業取締規則（昭和九年農林省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二條中「独航附属漁船ノ船長」の下に「、船長ノ職務ヲ行フ者若ハ操業ヲ指揮スル者（母船式捕鯨業ニ在リテハ砲手又ハ砲手ノ職務ヲ行フ者ヲ含ム）」を加え、第四十一條ノ三第一項第三号を次のように改め、同項第六号中「休長十、六メートル」を「休長十一、六メートル」に改める。

三 南半球ニ於テハ休長十八、三メートル未満、北半球ニ於テハ休長十六、八メートル未満ノ長須鯨

第四十一條ノ四中「十二月二十二日ヨリ翌年四月七日」を「一月二日ヨリ四月七日」に改め、第四十一條ノ五の次に次の三條を加える。

第四十一條ノ六 母船式鯨漁業者ハ南緯四十度以南ノ海面ニ於テハ別ニ告示ヲ以テ定ムル期間ヲ除キ座頭鯨ヲ捕獲スルコトヲ得ズ

第四十一條ノ七 附属漁船ノ船長ハ鯨ヲ捕獲シタルトキハ其ノ都度当該鯨ノ尾羽ニ船名ヲ表示スル記号及捕獲ノ順序ヲ示ス番号ヲ表示シ且速ニ左ニ掲グル事項ヲ無線電信ヲ以テ母船ノ管理人ニ報告スベシ

一 捕獲日時及位置
二 鯨種
三 尾羽番号

第四十一條ノ八 前條ノ規定ニ依ル報告アリタルトキハ母船ノ管理人ハ遅滞ナク当該報告ニ係ル事項ヲ帳簿ニ記載シ且当該鯨ニ付左ニ掲グル事項ヲ其ノ判明ノ都度之ニ併記スベシ

一 処理開始日時
二 休長
三 性別
四 乳分泌ノ有無
五 胎児ノ性別及体長
六 本規則ノ違反事実アル場合ハ其ノ詳細

第四十三條中「又ハ第四十一條乃至第四十二條ノ四」を「第四十一條乃至第四十一條ノ六又ハ第四十二條乃至第四十二條ノ四」に、第四十五條中「又ハ第三十八條」を「、第三十八條、第四十一條ノ七又ハ第四十一條ノ八」に改める。

附 則

この省令は、昭和二十六年十二月二十日から施行する。但し、第一條の指定遠洋漁業取締規則の改正規定中第二十七條の二、第二十七條の三及びこれらの規定に係る罰則の規定は、昭和二十七年三月三十一日から施行する。

告示

◉地方財政委員会告示第三十二号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第一條第一項の規定により、自転車競走を行うことのできる市を次のように指定する。

昭和二十六年十二月十二日

地方財政委員会委員長 野村秀雄

多治見市
関市

◉電波監理委員会告示第二千二百七十号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十六年十二月十二日

電波監理委員会委員長 富安謙次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十一月十日 第七一一〇号
二 承認を受けた者 国家公安委員会
三 無線局の種別 陸上移動局
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五 通信の相手方 国家公安委員会所属の応急用の各基地局及び各陸上移動局
六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
八 設置場所 移動体の種別 可搬
移動範囲 全国一円
常置場所 大館市字長倉一五 東経一四〇度三四分 北緯四〇度一六分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
JQT―27 （注）
A一 一、九九〇kc
A一 五、三三五kc
A一 四、二〇〇kc
水晶発振 五〇W
十 空中線の型式及び構成 逆L型
十一 運用許容時間 応急の通信を行うため、運用を必要とする時間
十二 その他 （注）の周波数の使用は、昼間に限る。

◉電波監理委員会告示第二千二百七十一号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十六年十二月十二日

電波監理委員会委員長 富安謙次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十月二十五日 第四〇三〇号
二 承認を受けた者 国家公安委員会
三 無線局の種別 固定局
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定業務を行う。
五 通信の相手方 国家公安委員会所属の広島県内の各固定局
六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
八 設置場所 広島市霞町一番地 東経一三二度二九分 北緯三四度二三分
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
ひろしまほんぶ F三 三三・八九Mc 水晶発振 リアクタンス管位相変調 五〇W
十 空中線の型式及び構成 スリーブ
十一 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第二千二百七十二号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十六年十二月十二日

電波監理委員会委員長 富安謙次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十月二十五日 第四〇三一号
二 承認を受けた者 国家公安委員会
三 無線局の種別 固定局
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定業務を行う。
五 通信の相手方 国家公安委員会所属の広島県内の各固定局
六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
八 設置場所 尾道市土堂町六二三の二 東経一三三度一二分 北緯三四度二四分
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
みつき F三 三三・八九Mc 水晶発振 リアクタンス管位相変調 五〇W
十 空中線の型式及び構成 スリーブ
十一 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第二千二百七十三号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十六年十二月十二日

電波監理委員会委員長 富安謙次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十月二十五日 第四〇三二号
二 承認を受けた者 国家公安委員会
三 無線局の種別 固定局
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定業務を行う。
五 通信の相手方 国家公安委員会所属の広島県内の各固定局
六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
八 設置場所 福山市新馬場町三〇二 東経一三三度二二分 北緯三四度二九分
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
ふかやす F三 三三・八九Mc 水晶発振 リアクタンス管位相変調 五〇W
十 空中線の型式及び構成 スリーブ
十一 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第二千二百七十四号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十六年十二月十二日

電波監理委員会委員長 富安謙次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十月二十五日 第四〇三三号
二 承認を受けた者 国家公安委員会
三 無線局の種別 固定局
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定業務を行う。
五 通信の相手方 国家公安委員会所属の広島県内の各固定局
六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
八 設置場所 広島県安佐郡祇園町南下安三六〇の二 東経一三二度二八分 北緯三四度二六分
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
あさ F三 三三・八九Mc 水晶発振 リアクタンス管位相変調 五〇W
十 空中線の型式及び構成 スリーブ
十一 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第二千二百七十五号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十六年十二月十二日

電波監理委員会委員長 富安謙次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十月二十五日 第四〇三四号
二 承認を受けた者 国家公安委員会
三 無線局の種別 固定局
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定業務を行う。
五 通信の相手方 国家公安委員会所属の広島県内の各固定局
六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
八 設置場所 広島県佐伯郡廿日市町五二一の一 東経一三二度二〇分 北緯三四度二一分
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
さえき F三 三三・八九Mc 水晶発振 リアクタンス管位相変調 五〇W
十 空中線の型式及び構成 スリーブ
十一 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第二千二百七十六号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十六年十二月十二日

電波監理委員会委員長 富安謙次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十月二十五日 第四〇三五号
二 承認を受けた者 国家公安委員会

昭26.12.12. 第7479号

三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の広島県内の各固定局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八　設置場所　広島県高田郡吉田町四丁目　（東経一三二度四三分　北緯三四度四〇分）
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
たかた　F三　三三・八九Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千二百七十七号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十二月十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十月二十五日　第四〇三六号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の広島県内の各固定局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八　設置場所　広島県比婆郡庄原町字庄原一二四五　（東経一三三度〇一分　北緯三四度五一分）
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
ひば　F三　三三・八九Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千二百七十八号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十二月十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十月二十五日　第四〇三七号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の広島県内の各固定局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八　設置場所　広島県賀茂郡西條町字西條七三九　（東経一三二度四五分　北緯三四度二六分）
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
かも　F三　三三・八九Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千二百七十九号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十二月十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十月二十五日　第四〇三八号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の広島県内の各固定局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八　設置場所　広島県双三郡三次町西中町六二三　（東経一三二度五一分　北緯三四度四九分）
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
ふたみ　F三　三三・八九Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千二百八十号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十二月十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十月二十五日　第四〇三九号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の広島県内の各固定局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八　設置場所　広島県豊田郡豊坂町板鍋山　（東経一三二度五〇分　北緯三四度三三分）
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
いたなべやま　F三　三一・八五Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千二百八十一号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十二月十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十月二十五日　第四〇四〇号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　基地局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の広島県内及びその周辺を移動範囲とする陸上移動局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項

七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　広島市霞町一番地　（東経一三二度二九分　北緯三四度二三分）
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
ひろしまほんぶ　F三　三三・八九Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千二百八十二号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十二月十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十月二十五日　第四〇四一号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　基地局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の広島県内及びその周辺を移動範囲とする陸上移動局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　尾道市土堂町六二三の二　（東経一三三度一二分　北緯三四度二四分）
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
みつき　F三　三三・八九Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千二百八十三号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十二月十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十月二十五日　第四〇四二号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　基地局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の広島県内及びその周辺を移動範囲とする陸上移動局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　福山市新馬場町三〇二　（東経一三三度二二分　北緯三四度二九分）
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
ふかやす　F三　三三・八九Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千二百八十四号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十二月十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十月二十五日　第四〇四三号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　基地局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の広島県内及びその周辺を移動範囲とする陸上移動局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　広島県安佐郡祇園町南下安三六〇の三　（東経一三二度二八分　北緯三四度二六分）
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
あさ　F三　三三・八九Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千二百八十五号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十二月十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十月二十五日　第四〇四四号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　基地局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の広島県内及びその周辺を移動範囲とする陸上移動局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　広島県安芸郡海田市町上組七七の一　（東経一三二度三二分　北緯三四度二二分）
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
あき　F三　三三・八九Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千二百八十六号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十二月十二日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十月二十五日　第四〇四五号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　基地局

四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。

五　通信の相手方　国家公安委員会所属の広島県内及びその周辺を移動範囲とする陸上移動局

六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項

七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日

八　設置場所　広島県佐伯郡廿日市町五二一の一　東経一三二度二〇分　北緯三四度二一分

九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　さえき　F三　三三・八九Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W

十　空中線の型式及び構成　スリーブ

十一　運用許容時間　常時

◉大蔵省告示第千九百九号

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第四條第一項の規定に基き、外地関係共済組合のうち、次の組合を指定する。

昭和二十六年十二月十二日　大蔵大臣　池田　勇人

一　台湾総督府営林共済組合令（昭和五年勅令第五十九号）に基き組織された台湾総督府営林共済組合

一　台湾総督府交通局逓信共済組合令（昭和十六年勅令第二百八十六号）に基き組織された台湾総督府交通局逓信共済組合

◉大蔵省告示第千九百十号

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十三條第一項第一号の規定により、エー・エム・パウロスキー（東京都千代田区丸の内二丁目六番地）が有する左の財産に関する管理人　朝日信託銀行株式会社（東京都千代田区丸の内二丁目六番地）を昭和二十六年十二月十一日に解任した。

昭和二十六年十二月十二日　大蔵大臣　池田　勇人

種類	数量
四分利付仏貨公債（額面金額の総額一万六千五百フラン）	三十三枚

◉大蔵省告示第千九百十一号

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十三條第一項第三号の規定により、管理人　朝日信託銀行株式会社（東京都千代田区丸の内二丁目六番地）に対し、その管理する左の財産を昭和二十六年十二月十一日にエー・エム・パウロスキー（東京都千代田区丸の内二丁目六番地）に引き渡すことを命じた。

昭和二十六年十二月十二日　大蔵大臣　池田　勇人

種類	数量
四分利付仏貨公債（額面金額の総額一万六千五百フラン）	三十三枚

◉大蔵省告示第千九百十二号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、萩信用金庫第五回平和定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月十二日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　萩信用金庫第五回平和定期預金

二　條件

㈠契約期間　六月

㈡預入金額　一口千円

㈢利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十六年十二月十五日から同二十七年二月十五日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円	一本
一等	五、〇〇〇	二
二等	一、〇〇〇	五
三等	五〇〇	二〇
四等	一〇〇	八〇
五等	五〇	一五〇
六等	三〇	三〇〇
七等	二〇	九、四四二
計		一〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年二月二十四日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年三月一日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千九百十三号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、網干信用金庫第七回割増金附平和定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月十二日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　網干信用金庫第七回割増金附平和定期預金

二　條件

㈠契約期間　六月

㈡預入金額　一口千円

㈢利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十六年十二月十五日から同二十七年二月十五日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	二
二等	二〇〇	二〇
三等	五〇	二〇〇
四等	二〇・四〇	四、七七七
計		五、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年二月二十日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年二月二十五日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千九百十四号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、飯塚信用金庫第四回割増金附定期積金の細目を次のように定める。

昭和二十六年十二月十二日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　飯塚信用金庫第四回割増金附定期積金

二　條件

㈠契約期間　一年

㈡給付金額　一口六千円

㈢掛金の金額及び回数　五百円　十二回

㈣抽せん権　全掛金払込済の給付金額一口につき抽せん権一個を附与する。

三　取扱の時期　昭和二十六年十二月十五日から同二十七年一月三十一日まで。

四　割増金　抽せん権千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円	一本
一等	五、〇〇〇	二
二等	一、〇〇〇	一〇
三等	五〇〇	二〇
四等	一〇〇	一〇〇
五等	五〇	八六七
計		一、〇〇〇

五　抽せん期日　組の成立した月の翌月で取扱者の定める日。

六　割増金の支払開始期日　当せん決定後五日を経過した日

◉大蔵省告示第千九百十五号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、勝山信用組合割増金附第三回幸運定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月十二日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　勝山信用組合割増金附第三回幸運定期貯金

二　條件

㈠契約期間　六月

㈡預入金額　一口千円

㈢利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十六年十二月十五日から同二十七年二月十五日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	三〇、〇〇〇円	一本
一等	五、〇〇〇	一
二等	一、〇〇〇	一
三等	五〇〇	五
四等	一〇〇	五〇
五等	五〇	一〇〇
六等	二五	五〇〇
七等	二〇	九、三四二
計		一〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年二月二十五日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年三月六日

七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千九百十六号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、東舞鶴信用組合講和記念定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月十二日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　東舞鶴信用組合講和記念定期貯金

二　條件

㈠契約期間　一年

㈡預入金額　一口千円

㈢利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十六年十二月十五日から同月三十一日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権千個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特賞Aは、特賞Bのうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特賞A	一〇、〇〇〇円	五本
特賞B	五、〇〇〇	五
一等	一、〇〇〇	二〇
二等	五〇〇	三〇
三等	二〇〇	一八〇
四等	一〇〇	六〇〇
五等	四〇	九、一六〇
計		一〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年一月十五日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年一月二十一日

七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千九百十七号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、愛媛県農協宝定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月十二日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　愛媛県農協宝定期貯金

二　條件

㈠契約期間　一年

㈡預入金額　A種　一口千円　B種　一口五百円

㈢利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十六年十二月十五日から同二十七年二月七日まで。

四　割増金

㈠A種　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権千個をもつて一組とし、各十五組につき次のとおりとする。但し、特賞は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特賞	三〇、〇〇〇円	一本
一等	二、〇〇〇	一四
前後賞	一、〇〇〇	三〇
二等	三〇〇	六〇
三等	二〇〇	一五〇
四等	一〇〇	一、五〇〇
五等	五〇	三、〇〇〇
六等	四〇	一〇、二四五
計		一五、〇〇〇

㈡B種　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権二千個をもつて一組とし、各五組につき次のとおりとする。但し、特賞は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特賞	一〇、〇〇〇円	一本
一等	一、五〇〇	四
前後賞	五〇〇	一〇
二等	一〇〇	五〇
三等	五〇	二〇〇
四等	三〇	二、〇〇〇
五等	二四	七、七三五
計		一〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年二月二十三日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年三月三日

七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千九百十八号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第六回岡山県農協割増金附定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月十二日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第六回岡山県農協割増金附定期貯金

二　條件

㈠契約期間　A種　六月　B種　一年

㈡預入金額　一口千円

㈢利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十六年十二月十五日から同二十七年二月十五日まで。

四　割増金　A種、B種とも預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、A種は、抽せん権九万個、B種は三千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

㈠A種

等級	割増金	当せんの数
特等	五、〇〇〇円	三〇本
一等	一、〇〇〇	六〇
二等	三〇〇	一八〇
三等	一〇〇	九〇〇
四等	三〇	九、〇〇〇
五等	二〇	七九、八三〇
計		九〇、〇〇〇

㈡B種

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円	一本
前後賞	一、〇〇〇円又は旅行券一枚	二
一等	八〇〇円	一〇
二等	五〇〇円	二〇
三等	一〇〇円	二〇〇
四等	六〇円	四〇〇
五等	四〇円	二、三六七
計		三、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年二月二十日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年二月二十九日

七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千九百十九号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、奈良県農協第四回協栄定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月十二日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　奈良県農協第四回協栄定期貯金

二　條件

㈠契約期間　六月

㈡預入金額　一口千円

㈢利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十六年十二月十五日から同二十七年二月二十九日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権千個をもつて一組とし、各百組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特等	五〇、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	九九
二等	一〇〇	四〇〇
三等	五〇	一〇、〇〇〇

昭26.12.12. 第7479号

四等	二〇	八九、五〇〇
計		一〇〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年三月十五日

六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年三月二十五日

七 貯金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉農林省告示第四百四十六号

母船式漁業取締規則第四十一條ノ六の規定により南緯四十度以南において座頭鯨を捕獲することができる期間を次のように定める。

昭和二十六年十二月十二日　農林大臣　根本龍太郎

昭和二十七年においては同年二月一日から同年の南緯四十度以南における座頭鯨の世界各国の総捕獲頭数が千二百五十頭に達する日までの期間

◉運輸省告示第三百十号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三條の規定により、昭和二十六年十一月三十日次の原動機付自転車用原動機を型式認定した。

昭和二十六年十二月十二日　運輸大臣　山崎　猛

型式認定番号	原動機の名称及び型式	原動機の種別	原動機の総排気量又は定格出力	製作者の氏名又は名称及び住所
四	バンビーBS一一型	二サイクル内燃機関	二十三立方センチメートル	富士精密工業株式会社 東京都杉並区宿町八八

◉運輸省告示第三百十一号

自動車用消火器検定規則（昭和二十六年総理府令運輸省令第一号）に基き、昭和二十六年十二月一日次の消火器の型式承認をした。

昭和二十六年十二月十二日　運輸大臣　山崎　猛

型式承認番号	消火器名	型式	製作者の氏名又は名称	製作者の住所	備考
二四	中央式	TE一二三型	株式会社中央機器製作所	東京都中央区銀座西二丁目一番地	蓄圧式四塩化炭素消火器 3/8ガロン型
二五	バルブレス	ハトオ型	ゴールデンエンゼル株式会社	東京都杉並区八成町一五番地	蓄圧式四塩化炭素消火器 一ガロン型

◉運輸省告示第三百十二号

自動車用消火器検定規則（昭和二十六年総理府令運輸省令第一号）に基き、昭和二十六年十二月一日次の消火器の型式承認をした。

昭和二十六年十二月十二日　運輸大臣　山崎　猛

型式承認番号	消火器名	型式	製作者の氏名又は名称	製作者の住所	備考
一三一	川崎式	三型	川崎機械工業株式会社	神戸市兵庫区和田山通り二丁目一番地	炭酸ガス消火器三ポンド型

◉郵政省告示第四百九十一号

郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第十三條第四項の規定に基き、昭和二十六年十二月十五日から次の郵便局を設置し、これを特定郵便局長を長とする郵便局とする。但し、郵便物集配事務を取り扱わない。

昭和二十六年十二月十二日　郵政大臣　佐藤　栄作

名称	位置
名古屋萱場郵便局	名古屋市千種区北千種町（千種局郵便区内）
名古屋黒川郵便局	同北区志賀町勘定寺前（名古屋東局郵便区内）

正誤

昭和二十六年十一月三十日官報号外（第百号）公布法律第二百七十八号一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律中

頁	段	行	誤	正
四	二	三	昭和港	昭和、港

同年十二月一日官報号外（第百二号）公布政令第三百六十二号警察予備隊令施行令の一部を改正する政令中

頁	段	行	誤	正
七	五	終りから一	俸給の額	俸給の幅

総理府官報報告主任

昭和二十六年十一月十二日農林省告示第三百九十五号中一七八頁三段二〇行「中部西薬野村」は「中部西秦野村」の誤り。

農林省官報報告主任

昭和二十六年十一月二十六日農林省告示第四百二十四号中四七二頁二段終りから一四行「一一九九八八」は「一一九八八」の、同十一月二十七日農林省告示第四百二十九号中登録番号輸第一四四号の保証成分量中「五・〇〇」は「五〇・〇」のいずれも誤植

国会事項

○衆議院

◉**政府委員承認**　十二月十日林議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

内閣官房長官	岡崎　勝男
内閣官房副長官	菅野　義丸
同	劒木　亨弘
人事院総裁	浅井　清
人事官	山下　興家
人事院事務総長	佐藤　朝生
総理府恩給局長	三橋　則雄
総理府統計局長	森田　優三
総理府新聞出版用紙割当局長	鈴木　政勝
地方行政調査委員会議議長	神戸　正雄
地方行政調査委員会議事務局長	大野　連治
警察予備隊本部長官	増原　恵吉
警察予備隊本部次長	江口　見登留
統計委員会委員長	大内　兵衛
統計委員会事務局長	川澄　己知雄
公正取引委員会委員長	中山　喜久松
公正取引委員会事務局総務部長	内田　藤雄
全国選挙管理委員会委員長	牧野　良三
全国選挙管理委員会事務局長	吉岡　恵一
公益事業委員会委員長	松本　烝治
公益事業委員会事務総長	松田　太郎
国家公安委員長	辻　二郎
国家地方警察本部長官	斎藤　昇
国家地方警察本部次長	溝淵　増巳
国家消防庁長官	新井　茂司
地方財政委員会委員長	野村　秀雄
地方財政委員会事務局長	荻田　保
外国為替管理委員会委員	奥村　竹之助
外国為替管理委員会事務局長	稲垣　一吉
首都建設委員会事務局長	町田　保
電波監理委員会委員長	富安　謙次
電波監理長官	長谷　慎一
土地調整委員会委員長	我妻　栄
土地調整委員会事務局長	豊島　陞
宮内庁次長	宇佐美　毅
特別調達庁長官	根道　広吉
特別調達庁次長	堀井　啓治
賠償政務次官	小西　寅松
（賠償庁次長心得）総理府事務官	河崎　一郎
行政管理政務次官	城　義臣
行政管理庁次長	大野木　克彦
北海道開発庁次長	岡田　包義
地方自治政務次官	小野　哲
地方自治庁次長	鈴木　俊一
法務政務次官	高木　松吉
法制意見長官	佐藤　達夫
法務府法制意見第一局長	高辻　正己
法務府法制意見第二局長	林　修三
法務府法制意見第三局長	西村　健次郎
刑政長官	草鹿　浅之介
法務府検務局長	岡原　昌男
法務府矯正保護局長	古橋　浦四郎
法務府特別審査局長	吉河　光貞
民事法務長官	田中　治彦
法務府民事訟務局長	石井　良三
法務府行政訟務局長	小沢　文雄
法務府民事局長	村上　朝一
法務府人権擁護局長	戸田　正直
中央更生保護委員会委員長	白根　松介
中央更生保護委員会事務局長	斎藤　三郎
外務政務次官	草葉　隆円
外務大臣官房長	島津　久大
外務省アジア局長	倭島　英二
外務省欧米局長	土屋　隼
外務省経済局長	湯川　盛夫
外務省條約局長	西村　熊雄
外務省国際協力局長	伊関　佑二郎
外務省情報文化局長	宮崎　章
入国管理庁長官	鈴木　一
大蔵政務次官	西川　甚五郎
大蔵大臣官房長	森永　貞一郎
大蔵省主計局長	河野　一之
大蔵省主税局長	平田　敬一郎
大蔵省理財局長	石田　正
大蔵省管財局長	内田　常雄
大蔵省銀行局長	河野　通一

証券取引委員会委員長	島居　庄蔵
公認会計士管理委員会委員長	河本　文一
公認会計士管理委員会事務局長	照田　弘久
国税庁長官	高橋　衛
造幣庁長官	村岡　信勝
印刷庁長官	吉田　晴二
文部政務次官	水谷　昇
文部省初等中等教育局長	辻田　力
文部省大学学術局長	稲田　清助
文部省社会教育局長	西崎　恵
文部省調査普及局長	関口　隆克
文部省管理局長	久保田　藤麿
文化財保護委員会委員長	高橋　誠一郎
文化財保護委員会事務局長	森田　孝
厚生政務次官	平沢　長吉
厚生省公衆衛生局長	山口　正義
厚生省医務局長	阿部　敏雄
厚生省薬務局長	慶松　一郎
厚生省社会局長	木村　忠二郎
厚生省児童局長	高田　正巳
厚生省保険局長	安田　巌
（引揚援護庁長官事務取扱）厚生事務次官	宮崎　太一
農林政務次官	島村　軍次
農林大臣官房長	塩見　友之助
農林省農政局長	東畑　四郎
農林省農地局長	平川　守
農林省農業改良局長	小倉　武一
農林省畜産局長	長谷川　清
農林省蚕糸局長	青柳　確郎
食糧庁長官	安孫子　藤吉
林野庁長官	横川　信夫
水産庁長官	藤田　巌
通商産業政務次官	首藤　新八
通商産業省通商監	黄田　多喜夫
通商産業大臣官房長	永山　時雄
通商産業省通商局長	牛場　信彦
通商産業省通商振興局長	井上　尚一
通商産業省通商企業局長	石原　武夫
通商産業省通商繊維局長	記内　角一
通商産業省通商雑貨局長	徳永　久次
通商産業省通商機械局長	玉置　敬三
通商産業省通商化学局長	中村　辰五郎
通商産業省通商鉄鋼局長	葦沢　大義
通商産業省臨時通商業務局長	佐枝　新一
資源庁長官	始関　伊平
工業技術庁長官	井上　春成
特許庁長官	久保　敬二郎
中小企業庁長官	小笠　公韶
運輸政務次官	関谷　勝利
運輸大臣官房長	荒木　茂久二
運輸省海運局長	岡田　修一
運輸省船舶局長	甘利　昂一
運輸省船員局長	山口　伝
運輸省港湾局長	黒田　静夫
運輸省鉄道監督局長	足羽　則之
運輸省自動車局長	牛島　辰彌
海上保安庁長官	柳沢　米吉
高等海難審判庁長官	長屋　千棟
航空庁次長	粟沢　一男
郵政政務次官	山本　猛夫
郵政省監察局長	成松　馨
郵政省郵務局長	松井　一郎
郵政省貯金局長	小野　吉郎
郵政省簡易保険局長	白根　玉喜
郵政省経理局長	中村　俊一
電気通信政務次官	加藤　隆太郎
電気通信省電気通信監	山下　知二郎
電気通信省業務局長	田辺　正
電気通信省施設局長	吉田　五郎
電気通信省経理局長	肥爪　亀三
労働政務次官	山村　新治郎
労働省労政局長	賀来　才二郎
労働省労働基準局長	亀井　光
労働省婦人少年局長	藤田　たき
労働省職業安定局長	斎藤　邦吉
建設政務次官	渡辺　良夫
建設省管理局長	澁江　操一
建設省河川局長	目黒　清雄
建設省道路局長	菊池　明
建設省都市局長	八島　三郎
建設省住宅局長	大村　己代治
経済安定政務次官	小峯　柳多
経済安定本部総裁官房長	平井　富三郎
経済安定本部産業局長	近藤　止文
経済安定本部民生局長	前谷　重夫
経済安定本部財政金融局長	阪田　泰二
経済安定本部貿易局長	板垣　修
経済安定本部建設交通局長	小沢　久太郎
物価政務次官	郡　祐一
物価庁次長	熊田　克郎
経済調査庁次長	奥村　重正

◉**議員死去及弔詞**　十二月六日神奈川県第二区選出衆議院議員白井佐吉が死去されたので、同十日本院は次の弔詞を贈った。

衆議院ハ議員白井佐吉君ノ長逝ヲ哀悼シ恭シク弔詞ヲ呈ス

◉**議案提出**　十二月十日内閣から提出した議案は次の通りである。

財閥同族支配力排除法を廃止する法律案

新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律案

◉**請願書送付**　十一月二十八日及び同三十日本院において採択した次の請願書を内閣に送付した。

恩給法の一部改正に関する請願	一四通
公務員の新恩給制度確立に関する請願	二
元陸軍教授に恩給復活の請願	一
元軍人老齢者の恩給復活に関する請願	三
戦傷病者に対する恩給増額の請願	九
戦傷病者に対する恩給増額等の請願	一
皇居再建に関する請願	二
警察予備隊による開拓地接収等反対に関する請願	一
奄美大島在住元公務員の恩給支給等に関する請願	一
谷山町の地域給指定に関する請願	一
安平村の地域給指定に関する請願	一
訓子府村の地域給指定に関する請願	一
手稲村の地域給指定に関する請願	一
千歳町の地域給指定に関する請願	一
常呂町の地域給指定に関する請願	一
遠軽町の地域給指定に関する請願	一
斜里町の地域給指定に関する請願	一
静内町の地域給指定に関する請願	一
大篠津、中浜両村の地域給指定に関する請願	一
西桜島村の地域給引上げの請願	一
小金井町外二箇町の地域給引上げの請願	一
三原市の地域給引上げの請願	一
吉田村の地域給引上げの請願	一
竹田町の地域給指定に関する請願	一
三重町の地域給指定に関する請願	一
古川市の地域給指定に関する請願	一
幌泉村の地域給指定に関する請願	一
浦河町の地域給指定に関する請願	一
様似村の地域給指定に関する請願	一
松島町の地域給指定に関する請願	二
豊川市の地域給指定に関する請願	一
寝屋川市の地域給引上げの請願	一
茨木市の地域給引上げの請願	二
富良野町の地域給指定に関する請願	一
米田町の地域給指定に関する請願	一
佐倉地区の地域給指定に関する請願	一
大館市の地域給指定に関する請願	一
西浦町の地域給指定に関する請願	一
国東町の地域給指定に関する請願	二
高宮町の地域給指定に関する請願	一
富田林市の地域給指定に関する請願	一
新見、上市両町の地域給指定に関する請願	一
勝山町の地域給指定に関する請願	一
早島町の地域給指定に関する請願	一
太田町の地域給指定に関する請願	一
三重県下の地域給指定に関する請願	一
津和野町の地域給指定に関する請願	一
野田市の地域給指定に関する請願	一
八日市場町の地域給指定に関する請願	一
藤岡町の地域給指定に関する請願	一
高岡市の地域給引上げの請願	一
池田町の地域給引上げの請願	一
高島地区の地域給引上げの請願	一
多度津町の地域給引上げの請願	一
多田、東谷両村の地域給引上げの請願	一
長尾村の地域給引上げの請願	一
徳島市の地域給引上げの請願	一

昭26.12.12.　第7479号

垂水町の地域給引上げの請願　一
吉原市の地域給引上げの請願　一
新城町の地域給引上げの請願　一
上野市の地域給存続の請願　一
勝間田町の地域給指定に関する請願　一
林野町の地域給指定に関する請願　一
八街町の地域給指定に関する請願　一
酒々井町の地域給指定に関する請願　一
中野村の地域給指定に関する請願　一
飯田町の地域給指定に関する請願　二
川西町の地域給指定に関する請願　一
有馬郡下の地域給指定に関する請願　一
羽咋町の地域給指定に関する請願　一
足尾町の地域給指定に関する請願　一
大牟田市の地域給指定に関する請願　一
仁尾町の地域給指定に関する請願　一
鹿児島県下の地域給指定に関する請願　一
須江村字横手一番地の地域給指定に関する請願　一
江別町の地域給指定に関する請願　一
江差町の地域給指定に関する請願　一
美和村の地域給指定に関する請願　一
庵原村の地域給指定に関する請願　一
古市村の地域給指定に関する請願　一
佐治町の地域給指定に関する請願　一
大仁町の地域給指定に関する請願　一
桜井町の地域給指定に関する請願　一
郡山町の地域給指定に関する請願　一
豊平町の地域給指定に関する請願　一
仮屋町の地域給指定に関する請願　一
富島町の地域給指定に関する請願　一
釧路市及び周辺町村の地域給指定に関する請願　一
相知町の地域給指定に関する請願　一
高山市の地域給指定に関する請願　一
市村の地域給指定に関する請願　一
西脇町の地域給引上げの請願　一
南高安村の地域給引上げの請願　一
鶴崎町の地域給引上げの請願　一
綾部市の地域給引上げの請願　一
阿万町の地域給指定に関する請願　一
日野村外三箇村の地域給引上げの請願　一
広田村の地域給指定に関する請願　一
岡崎市の地域給引上げの請願　一
萩原町の地域給引上げの請願　一
熱海市の地域給指定に関する請願　一
南山田村大字信末地区の地域給指定に関する請願　一
勝浦町の地域給指定に関する請願　一
豊橋市の地域給指定に関する請願　一
中河内郡下の地域給指定に関する請願　一
郡家町の地域給指定に関する請願　一
佐野町の地域給指定に関する請願　一
江井町の地域給指定に関する請願　一
尾崎村の地域給指定に関する請願　一
多賀村の地域給指定に関する請願　一
都志町の地域給指定に関する請願　一
陶町に寒冷地手当支給に関する請願　一
氷見町の地域給指定に関する請願　一
東郷村の地域給指定に関する請願　一
中谷村外二箇村の地域給指定に関する請願　一
御荘、城辺両町の地域給指定に関する請願　一
天津町の地域給指定に関する請願　一
岩見沢市の地域給引上げの請願　一
佐川町の地域給指定に関する請願　一
宮津町の地域給指定に関する請願　二
小坂町の地域給指定に関する請願　一
生穂町の地域給指定に関する請願　一
鴻巣町の地域給指定に関する請願　一
大町、北方両町の地域給指定に関する請願　一
角田町の地域給指定に関する請願　一
宇治山田市の地域給引上げの請願　一
大屋村の地域給指定に関する請願　一
忠海町の地域給指定に関する請願　一
海田市町外二箇町の地域給指定に関する請願　一
宇和島市の地域給引上げの請願　一
瀬野村の地域給指定に関する請願　二
木本町の地域給指定に関する請願　一
美唄市の地域給引上げの請願　一
津島市の地域給引上げの請願　一
蟹江町の地域給引上げの請願　一
祖父江町の地域給引上げの請願　一
彌富町の地域給指定に関する請願　一
伊達町の地域給指定に関する請願　一
夕張市の地域給引上げの請願　一
日立市の地域給引上げの請願　一
南郷村の地域給指定に関する請願　一
萩原町の地域給指定に関する請願　一
鴨川町の地域給指定に関する請願　一
大井町の地域給指定に関する請願　一
柳ヶ浦町の地域給指定に関する請願　一
志賀島村の地域給引上げの請願　一
宗像郡下の地域給引上げの請願　二
香椎町の地域給引上げの請願　一
八鹿町の地域給引上げの請願　一
成東町の地域給指定に関する請願　一
早良郡下の地域給指定に関する請願　一
興津町の地域給指定に関する請願　一
高松町外三箇町村の地域給指定に関する請願　一
高槻市の地域給引上げの請願　一
横須賀町の地域給引上げの請願　二
神岡町の地域給指定に関する請願　一
森町の地域給指定に関する請願　一
安浦町の地域給引上げの請願　一
沼津市の地域給引上げの請願　一
安下庄町の地域給指定に関する請願　一
横手市の地域給指定に関する請願　一
御厨町の地域給指定に関する請願　一
東岐波村の地域給引上げの請願　一
牛窓町の地域給指定に関する請願　一
和気町の地域給指定に関する請願　一
有度村の地域給指定に関する請願　一
富士町の地域給引上げの請願　二
下松市の地域給引上げの請願　二
五井町の地域給指定に関する請願　一
鷲津町の地域給引上げの請願　一
姉崎町の地域給指定に関する請願　一
野洲町の地域給指定に関する請願　一
和田村の地域給指定に関する請願　一
和歌山県下各市町村の地域給指定に関する請願　一
公金冗費防止に関する請願　二
與瀬町の地域給指定に関する請願　一
石和町の地域給指定に関する請願　一
江見町の地域給指定に関する請願　一
川本町の地域給指定に関する請願　一
大和村の寒冷地手当支給に関する請願　一
倶知安町の地域給引上げの請願　一
川島町の地域給指定に関する請願　一
新潟市外三十二箇市町村の地域給指定に関する請願　一
大森、木下両町の地域給指定に関する請願　一

吉井村の地域給指定に関する請願　一
金谷町の地域給指定に関する請願　一
清水市の地域給引上げの請願　一
南田平村外二箇村の地域給指定に関する請願　一
茶屋町の地域給指定に関する請願　一
枕崎市の起債増額等に関する請願　一
地方財政平衡交付金増額並びに起債額拡大に関する請願　一一
地方税制度改革に関する請願　一
県営丹生川防災ため池事業費起債認可に関する請願　一
自治体警察強化に伴う経費国庫補助の請願　一
地方財政確立強化に関する請願　一
ボート営業に対する入場税免除の請願　一
映画演劇に対する入場税減免に関する請願　三
公職選挙法の一部改正に関する請願　四
地方自治権の尊重に関する請願　一
消防吏員に対する行政整理反対に関する請願　一
武蔵野市八丁特飲街廃止に関する請願　一
旅館を対象とする遊興飲食税の撤廃に関する請願　一
電気ガス税免除に関する請願　一
入場税を市町村に移譲の請願　一
乳牛購入資金の起債に関する請願　一
都市計画用地買収の起債認可等に関する請願　一
消防起債の増額に関する請願　一
狩猟者税の改正に関する請願　一
ゴルフ場設置に伴う代地補償に関する請願　一
附加価値税中土石採取業を第二種に指定の請願　一
地方税法改正に関する請願　一
自治体警察の特別捜査費国庫負担の請願　一
野球入場税新設に関する請願　一
町村議会事務局設置の請願　一
災害復旧費地元負担全額起債認可に関する請願　一
地方財政特別平衡交付金増額の請願　二
六・三制整備費起債額拡大の請願　一
合併町村特別平衡交付金配付の請願　一
五大市に対する地方財政平衡交付金増額並びに起債額拡大に関する請願　一
宿坊に対する遊興飲食税撤廃の請願　一
営業用トラックに対する自動車税軽減の請願　五一
地方公務員の給与改訂に伴う財源付与に関する請願　一
六・三制整備起債額に関する請願　一
地方財政平衡交付金の増額に関する請願　三
売春取締に関する請願　一
自動車税の引上げ等に関する請願　一
久六岩礁の所属に関する請願　一
地方財政法の一部改正に関する請願　一
自転車登録に関する法律制定の請願　一
揖斐町に簡易裁判所設置の請願　一
大聖寺町に簡易裁判所設置の請願　一
田尻登記所存置の請願　一
仙台法務局小野出張所存置の請願　一
仙台法務局広瀬出張所廃止反対の請願　一
仙台法務局大川出張所存置の請願　一
七ヶ宿登記所存置の請願　一
仙台法務局金田出張所存置の請願　一
金田登記所存置の請願　一
石川町に簡易裁判所及び区検察庁設置の請願　一
北区簡易裁判所及び検察庁移転の請願　一
高須町に簡易裁判所設置並びに岐阜法務局高須出張所廃止反対の請願　一
鷹巣町に簡易裁判所設置の請願　一
鷹巣町に検察庁設置の請願　一
福岡法務局大淵出張所存置の請願　一
津地方法務局五ヶ所出張所存置の請願　一
金沢地方法務局南大海出張所存置の請願　一
神戸地方法務局家島出張所存置の請願　一
福島地方法務局本宮出張所存置の請願　一
浦和地方法務局菖蒲出張所存置の請願　一
津地方法務局尾呂志出張所存置の請願　一
津地方法務局萩原出張所存置の請願　一
津地方法務局城田出張所存置の請願　一
千葉地方法務局二川出張所存置の請願　一
千葉地方法務局中川出張所存置の請願　一
千葉地方法務局佐貫出張所存置の請願　一
宇都宮地方法務局岩舟出張所存置の請願　一
鹿児島地方法務局佐多出張所存置の請願　一
仙台法務局村田出張所存置の請願　一
千葉地方法務局八街出張所存置の請願　一
福島地方法務局松川出張所存置の請願　一
高知地方法務局三瀬出張所存置の請願　一
佐川町に簡易裁判所等設置の請願　一
名古屋法務局葉栗出張所存置の請願　一
津地方法務局鵜方出張所存置の請願　一
仙台法務局津谷出張所存置の請願　一
大阪拘置所移築反対の請願　三
浦和地方法務局野上出張所存置の請願　一
宮崎地方法務局神門出張所存置の請願　一
名古屋法務局藤岡出張所存置の請願　一
芦別町に簡易裁判所及び区検察庁設置の請願　一
新潟地方法務局松代出張所存置の請願　一
長崎地方法務局豆酘出張所存置の請願　一
長崎地方法務局島原支部口之津出張所存置の請願　一
鶏知登記所存置の請願　一
長崎地方法務局田結出張所存置の請願　一
長崎地方法務局仁位出張所存置の請願　一
安芸郡下の登記所存置の請願　一
弘見、宿毛両登記所存置の請願　一
幡多郡下の登記所存置の請願　一
久礼登記所存置の請願　一
高知地方法務局大栃出張所存置の請願　一
高知地方法務局久礼田出張所存置の請願　一
高知地方法務局池川出張所存置の請願　一
法務局出張所渡切費増額に関する請願　一
長崎地方法務局湯江出張所存置の請願　一
岡山地方法務局新加茂出張所存置の請願　一
長崎地方法務局蚊焼出張所存置の請願　一
長崎地方法務局時津出張所存置の請願　一
長崎地方法務局三重出張所存置の請願　一
名古屋法務局福江出張所存置の請願　一
亀岳登記所存置の請願　一
千葉地方法務局片貝出張所存置の請願　一
和歌山地方法務局栗栖川出張所存置の請願　一
和歌山地方法務局本宮出張所存置の請願　一
盛岡地方法務局土沢出張所存置の請願　一
奄美大島の航行自由に関する請願　一
奄美大島、日本間の為替送金に関する請願　一
重要文化財保存のための寄附金に対する免税の請願　一
戦災復興土地区画整理に伴う清算金及び用地補償金に対する免税の請願　一
粗製しよう脳及びしよう脳原油収納価格引上げに関する請願　一
たばこ小売人の利益率引上げに関する請願　一〇
葉たばこ収納価格引上げに関する請願　一
石川町に松川葉たばこ試験場設置の請願　一
勤労所得に対する所得税軽減に関する請願　一
水あめ、ぶどう糖に対する物品税撤廃の請願　一一
革製手袋に対する物品税の免税点設定に関する請願　一

金庫等に対する物品税撤廃の請願	一
人形及び玩具等に対する物品税撤廃の請願	一
照明器具に対する物品税撤廃の請願	一
公務員の新退職給与制度確立に関する請願	一〇
退職金に対する所得税免除の請願	一
未復員者給与法の適用患者に対する療養期間延長に関する請願	一
特別未帰還者給与法等廃止反対に関する請願	一
児童用乗物に対する物品税撤廃の請願	一
陶磁器製品に対する物品税撤廃の請願	一
未復員者給与法の一部改正に関する請願	六
旧陸軍共済組合員に年金交付に関する請願	一〇
冷蔵器に対する物品税撤廃の請願	一
在外公館等借入金返済実施に伴う現地通貨の換算率に関する請願	八
陶磁器製タイルに対する物品税撤廃の請願	一
鏡に対する物品税撤廃の請願	二
未復員者給与法の一部改正等に関する請願	一
漆器に対する物品税撤廃の請願	一
旧軍港市転換法による転換地域の再接収反対に関する請願	一
原稿料等の源泉徴収率引下げの請願	一
家具に対する物品税撤廃の請願	一
呉市平和産業港湾都市建設総合計画に関する請願	一
水あめに対する物品税撤廃の請願	一
国税減免に関する請願	一
林業税制改正に関する請願	一
ガス器具に対する物品税撤廃の請願	一
一般用工業塩払下げ価格引下げに関する請願	一
果実エッセンスに対する物品税撤廃の請願	二
寒冷地手当及び石炭手当に対する所得税免除の請願	一
揮発油税軽減に関する請願	五六
濁酒密造防止対策確立に関する請願	一
国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部改正に関する請願	一
舞鶴税関支署庁舎新築の請願	一
運動用品に対する物品税の免税点設定に関する請願	一
電気冷蔵器に対する物品税の課税範囲改訂に関する請願	一
国民金融公庫法の一部改正に関する請願	一
社会保険診療収入課税軽減に関する請願	一
関税定率法の一部改正に関する請願	二
未復員者給与法の適用患者に対する療養期間延長等に関する請願	一
奄美大島特産品の関税免除に関する請願	一
塩収納価格引上げに関する請願	一
光学機械類に対する物品税撤廃の請願	一
富山県立水産高等学校に遠洋漁業科及び製造研究科設置等に関する請願	一
新編入地区所在中小学校教官の勤務地手当に関する請願	一
寒冷地帯の学校屋内運動場建設費国庫補助等に関する請願	一
学校給食継続実施に関する請願	一二
校舎建築国庫補助金の建坪単価増額等に関する請願	一
重要文化財建造物修理費国庫補助の請願	一
公立学校事務職員に教育公務員特例法適用の請願	五
教職員の行政整理に関する請願	四
富山大学経済学科を学部に昇格の請願	六
東中学校舎増築費国庫補助に関する請願	一
教育財政確立に関する請願	二
通信教育学生の救済対策確立に関する請願	一
奄美大島在住教職員の身分保証に関する請願	二
志知中学校舎建築費国庫補助の請願	一
世界無名戦士の墓建設に関する請願	一
富山県立水産高等学校の遠洋漁業練習船建造の請願	一
厳島神社修理費国庫補助の請願	一
教職員の行政整理等に関する請願	四
校舎の災害復旧費国庫補助に関する請願	一
六・三制教育施設整備に関する請願	二〇八
へき地の教育振興に関する請願	一
六・三制確保に関する請願	二
六・三制校舎建築費国庫補助の請願	一
月隈小学校移転工事費国庫補助に関する請願	一
寒冷地帯の学校に屋内運動場建設に関する請願	一
産休補助教員の完全配置に関する請願	九
中学及び高等学校通信教育費国庫補助の請願	一
産業教育振興法実施に伴うタイプ教育普及に関する請願	一
国民プール建設用地決定に関する請願	一
教職員の給与改訂等に関する請願	二
上田城跡国宝編入に関する請願	一
龍河洞開発に関する請願	一
六・三制確保等に関する請願	三
小学校舎改築費国庫補助の請願	一
教職員の結核対策強化に関する請願	一
公私立学校々舎の災害復旧費国庫補助等に関する請願	二
六・三制校舎整備費国庫補助等に関する請願	二
静岡大学に電子工学科設置等の請願	一
学校校舎の白蟻駆除予防対策に関する請願	一
小学校舎建築費国庫補助等に関する請願	一
医師たる公務員の待遇改善に関する請願	一
連合軍の事故による被害者の損害賠償に関する請願	一
栗生楽泉園の道路改修並びに防火施設費国庫補助の請願	一
社会福祉関係行政費全額国庫負担に関する請願	一
結核予防法による健康診断及び予防接種費全額国庫負担の請願	一
上下水道施設費国庫補助等に関する請願	一
戦ぼつ者遺族援護法制定等に関する請願	二
インターン生の身分確立等に関する請願	一
アフター・ケア施設確立に関する請願	三
人体解剖諸経費全額国庫負担等に関する請願	一
国民健康保険直営診療施設費国庫補助の請願	一
二見港に検疫所設置の請願	二
児童保護費を地方財政平衡交付金から国庫補助制度に切替えの請願	六
遺族援護強化に関する請願	四
厚生省薬務局存置の請願	一
児童福祉法による助産施設費増額の請願	一
戦争犠牲者に対する国家補償制度確立の請願	三
栗生楽泉園に上水道施設に関する請願	一
助産婦に特殊物資配給の請願	一
助産婦に対する保健指導費確保の請願	一
優生保護法による補導員制度確立に関する請願	一
出産届等に医師等の証明書添附の請願	一
児童福祉司の増員に関する請願	一
公衆浴場法存続に関する請願	一
生活保護法の適用範囲拡大に関する請願	一
理容師及び美容師の免許制度廃止反対に関する請願	六
社会福祉主事設置費全額国庫負担の請願	一
戦傷病者に対する生活補償制度確立に関する請願	七
生活保護法による生活扶助料引上げに関する請願	六
結核対策費削減反対に関する請願	一
花泉村外三箇町村の水道敷設費国庫補助の請願	一
天草島を雲仙国立公園の一部に編入の請願	一
り災者収容住宅増築に関する請願	一
災害救助法による生業資金の貸付金増額に関する請願	一
身体障害者福祉法の一部改正に関する請願	一
野根町上水道敷設工事費国庫補助増額の請願	一
らい療養所における患者による附添手当増額に関する請願	一
結核対策費増額に関する請願	一
医療資金融通法制定等に関する請願	一
民生委員法の一部改正に関する請願	一
健康保険療養給付期間延長に関する請願	五

国立療養所における給食費増額の請願	三
アイヌ救済対策確立に関する請願	一
戦争犠牲者国家補償法制定に関する請願	六
戦傷病者に対する補償金増額等の請願	一
災害救助法による生業資金の貸付金増額等に関する請願	一
児童福祉司制度廃止反対の請願	五
松尾町に保健所設置の請願	一
国立療養所における給食費増額等に関する請願	一
音別村中音別地区の給水施設整備に関する請願	一
母子福祉法制定に関する請願	一
三陸フイヨルドを国立公園に指定等の請願	一
柏崎、福浦八景、阿賀川ライン及び妙高高原を国立公園に指定の請願	一
社会福祉及び児童福祉事業費の国庫補助制度に切替えの請願	一
結核予防法による補助費増額の請願	二
クリーニング業法廃止反対の請願	二
厚生省存置に関する請願	一
桜島、指宿及び屋久島地区を国立公園に指定の請願	一
作業療法完全実施に関する請願	一
社会保障制度実施促進等に関する請願	一
食品衛生法廃止反対に関する請願	一
遺族援護の特別立法制定促進に関する請願	一
内瀬戸内海国立公園集団施設事業促進等に関する請願	一
枕崎市を紅茶育種試験地として指定の請願	一
団体営土地改良事業費国庫補助増額等に関する請願	二
大浦干拓地区の災害復旧に関する請願	一
大麻栽培許可に関する請願	一
農道整備事業に対する国庫補助の請願	一
愛知県に家畜衛生試験場東海支場設置の請願	二
新山地内にかんがい用ダム築設の請願	一
丹生川防災ため池事業費国庫補助の請願	一
農業災害補償制度改正に関する請願	一
林業行政機構改革に関する請願	二
揖斐郡に積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法適用に関する請願	一
積雪寒冷単作地帯の土地改良事業促進に関する請願	一
門司動植物検疫所鹿児島出張所の家畜検疫施設整備等の請願	一
尾張農業水利事業促進に関する請願	一
土地改良事業費国庫補助増額に関する請願	三
佐賀関町の耕地災害復旧費国庫補助の請願	一
古口村字外川区内の国有林地内に砂防工事施行の請願	一
笠間営林署管轄の国有林移管に関する請願	一
土地改良事業費国庫補助増額等に関する請願	一
労務加配米廃止反対に関する請願	六
り災農山漁村に対する長期事業資金貸付に関する請願	一
十勝岳山ろくの治山事業促進に関する請願	一
常願寺川上流の治山事業拡充強化に関する請願	一
厚狭干拓東地区の工事促進に関する請願	二
開拓地におけるししの被害防止に関する請願	一
萩野村地内国有林に砂防工事施行の請願	一
砂糖法制定に関する請願	一
熊本農地事務局存置の請願	三
日田市に国立林業試験場設置の請願	一
仙台農地事務局存置の請願	二
土地改良及び災害復旧費増額等に関する請願	四
群馬県を積雪寒冷単作地帯に指定の請願	一
鍋田干拓事業促進に関する請願	一
本別市街、喜登牛間森林鉄道敷設の請願	一
小川部落にため池築設の請願	一
名古屋農地事務局設置の請願	一
飼肥料作物採種圃助成に関する請願	一
佐屋川用水改良事業促進に関する請願	一
装蹄師免許制度廃止反対の請願	五
トムラウシ開拓道路開設の請願	一
土地改良及び災害復旧費等増額に関する請願	一
繭価格制度確立に関する請願	一
尾白利加川地区国営かんがい事業促進に関する請願	一
小清水村地内国有林野内耕地開放に関する請願	一
農地事務局存置の請願	二
豊房地内にため池築設の請願	一
主食配給事務費国庫負担の請願	一
東條川ダム建設に伴う損害補償に関する請願	一
鴨川えん堤附帯工事促進の請願	一
狄伏村地内の国有林払下げに関する請願	一
水稲病虫害防除費全額国庫負担等に関する請願	一
農業土木災害復旧費国庫補助等の請願	一
部落農業団体活動費国庫補助に関する請願	一
開拓者の安定対策確立に関する請願	一
積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法に基く予算措置促進の請願	一
岡山県の積雪寒冷単作地帯指定に関する請願	一
亘理郡農業水利改良事業国営化の請願	一
及位村地内国有林野開放に関する請願	一
長沢村地内開拓地払下げに関する請願	一
農業資金融資に関する請願	二
土地改良事業補助単位面積引下げに関する請願	一
三谷村地内の国有林払下げに関する請願	一
呉妹村地内の国有林払下げに関する請願	一
積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法による動力耕うん機導入助成に関する請願	一
浮羽郡下に林道開設の請願	一
輸出用草花及び球根の栽培助成に関する請願	一
大篠村地内明見川及び舟入川の排水工事施行等の請願	一
農業改良普及員の行政整理反対の請願	八
落合、蔭間に林道開設の請願	一
農業改良局及び都道府県農業改良課拡充強化等に関する請願	一
信濃川左岸の水利改良事業促進に関する請願	一
鷲津町及び新所村地先の浜名湖埋立に関する請願	一
動植物検疫所庁舎新築等に関する請願	一
新宮村地内開田工事促進に関する請願	一
鉾田町及び新宮村地先干拓えん堤補強事業計画に関する請願	二
埴生浦に干拓工事施行の請願	一
牧野造成費全額国庫負担等に関する請願	一
農業災害補償法の一部改正に関する請願	一
上郷村の供米に関する請願	一
農林漁業資金貸付に関する請願	一
積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法に関する請願	一
国営林道開設促進に関する請願	一
森林法の一部改正に関する請願	一
めい虫防除費国庫補助増額に関する請願	一
奥畑、味間奥間林道開設に関する請願	一
狩猟法の一部改正に関する請願	一
水稲共済掛金率改訂に関する請願	一
保有米確保等に関する請願	一
丹生川流域の治山治水事業実施促進に関する請願	一
南谷川防災ため池築設の請願	一
梶並川ため池築設費国庫補助の請願	一
片貝町に漁港築設の請願	一
九十九里沿岸漁民の救済に関する請願	一
漁船保険制度改革に関する請願	六
魚礁敷設費国庫補助に関する請願	一
天売漁港修築拡張工事施行の請願	一
焼尻漁港築設促進の請願	一
沓形漁港修築工事施行の請願	一
漁港修築費増額等に関する請願	一
遠別町に漁港築設の請願	一
赤岡町に船だまり築設の請願	一
安田町に漁港築設の請願	一
長渡漁港修築工事促進の請願	一
壽都漁港拡張工事施行の請願	一
奥戸漁港に船だまり工事施行の請願	一
晃舞部落に船入ま築設の請願	一
白糠漁港修築工事施行の請願	二
盗難漁船第二伏見丸返還に関する請願	一
厚岸漁港整備を北海道総合開発第一次計画に編入の請願	一
漁場最上堆開発促進の請願	一

昭26.12.12.　第7479号

富田村に漁港築設の請願　一
内水面漁業対策確立に関する請願　一
漁船損害補償制度実施促進に関する請願　一
兇鮫のいか釣禁止問題に関する請願　一
小型機船底びき網漁業取締に関する請願　一
漁業資金融資に関する請願　二
高家漁港修築工事施行の請願　一
漁港調査規則制定に関する請願　一
間瀬漁港拡張工事施行の請願　一
瀬戸内海漁業者の転業資金国庫補助に関する請願　一
塩谷港を漁港に指定等の請願　一
忍路港を漁港に指定等の請願　一
苫前船入ま拡張に関する請願　一
漁業資金融資等に関する請願　一
大船渡漁港修築費国庫補助の請願　一
鮪立漁港修築工事施行の請願　一
小泊漁港修築拡張工事施行の請願　一
大淀川発電所復元に関する請願　一
電源開発促進等に関する請願　二
工業技術庁陶磁器試験所廃止反対の請願　二
中小企業に対する金融対策確立に関する請願　一
中小企業者に対する金融対策強化拡充の請願　一
工業技術庁陶磁器試験所東海支所廃止反対の請願　一
丸山ダム建設に伴う治水利水権に関する請願　一
電気事業による公納金増額並びに保証年限延長の請願　一
輸出球根を貿易調整品目等に指定の請願　一
水火力調整金制度撤廃等の請願　二
積算電力計購入資金として見返資金融資等に関する請願　一
電力増強対策確立に関する請願　三

国内ボーキサイト開発に関する請願　一
東北地区の電力使用制限緩和等に関する請願　一
グリニッチ島の燐鉱石採掘に関する請願　一
須原発電所電力増強工事施行の請願　一
電源開発助成法制定等に関する請願　一
電気料金値上等に関する請願　一
鉱毒対策費国庫補助に関する請願　一
鉱山資源開発道路開設費国庫補助に関する請願　一
電力危機突破並びに電源開発に関する請願　一〇
産金奨励に関する請願　一
只見川電源開発促進に関する請願　一
中小企業等協同組合法の一部改正に関する請願　一
中小企業資金融通法制定に関する請願　一
電力制限許可制に関する請願　一
東北の開港場に輸出物資検査出張所設置の請願　一
浮游選炭機設置費国庫補助等に関する請願　一
中小企業者に対する融資対策確立の請願　一
外国映画輸入に関する請願　一
荒海、滝原間鉄道敷設の請願　一
新松島、一ノ関間鉄道敷設促進の請願　一
国鉄計画線全通促進に関する請願　一
芦別、深川間鉄道敷設の請願　一
越美線全通促進の請願　一
宇津野、落合及び小木間鉄道敷設促進の請願　一
大樹、浦河間鉄道敷設の請願　一
三陸沿岸鉄道敷設促進の請願　二
篠山線全通促進の請願　一

長倉、大子間鉄道敷設促進の請願　二
御影、富内間鉄道敷設の請願　一
隼人、大泊間鉄道敷設促進の請願　一
赤穂線敷設促進の請願　三
頓別、上猿払炭田間に鉄道敷設等の請願　一
名羽線全通促進の請願　一
青森、蟹田間鉄道敷設等の請願　一
上川、三股間鉄道敷設促進の請願　一
富川、清水間鉄道敷設の請願　一
大畑鉄道敷設促進の請願　一
遠羽線全通促進の請願　一
左沢、荒砥間鉄道敷設促進の請願　一
宮古、久慈間鉄道敷設促進の請願　二
田名部、尻屋間鉄道敷設の請願　一
大間鉄道敷設促進並びに大間港国営修築等の請願　一
大湊、大間間鉄道敷設の請願　一
日田線全通促進の請願　一
三江線全通促進の請願　一
四国循環鉄道全通促進の請願　一
日の影、高森間鉄道敷設促進の請願　一
下呂、飯田間鉄道敷設の請願　一
金田一、久慈間鉄道敷設の請願　一
魚沼線全通促進の請願　一
只見線全通促進の請願　一
白棚線復活促進の請願　一
美深、枝幸間鉄道敷設の請願　一
松前より江差を経て瀬棚に至る間に鉄道敷設の請願　一
江差瀬棚線鉄道敷設促進の請願　一
掛川、御前崎間鉄道敷設の請願　一
生橋線敷設促進の請願　一
虻田、定山渓間鉄道敷設の請願　一
宮崎、小林間鉄道敷設の請願　一
氷見、羽咋間鉄道敷設促進の請願　一
音別、陸別間鉄道敷設の請願　一

釧勝鉄道敷設の請願　一
釧美鉄道敷設の請願　一
遠美鉄道敷設促進の請願　一
紅葉山、帯広間鉄道敷設の請願　一
伊集院駅改築及びホーム移設に関する請願　一
伊集院駅拡張に関する請願　一
矢作町に停車場設置の請願　二
北塩釜信号所を一般駅に昇格の請願　一
小野寺村にガソリンカー停留場設置の請願　一
磐田駅、天龍川間に停車場設置の請願　一
階上、種市両駅間に角浜簡易停留所設置等の請願　一
川南駅移転に関する請願　一
三河島、南千住間に三の輪橋駅設置の請願　一
御徒町駅南口乗降場開設の請願　一
金田一駅改築等に関する請願　一
通山駅設置の請願　一
愛国、帯広間に乗降場設置の請願　一
旧糸田駅復活等の請願　一
中央線中野駅拡張に関する請願　一
與野駅に東口開設の請願　一
明石、姫路間電化促進の請願　二
大宮、白河間電化促進の請願　一
我孫子、成田及び千葉、成田間電化促進の請願　一五
日豊線電化促進の請願　一
常磐線電化促進の請願　二
福岡県下の国鉄電化促進の請願　一
大宮、仙台間電化促進の請願　一
鹿児島、東京間に夜間急行列車復活の請願　二
日の影線にガソリンカー運転の請願　一
京都、東舞鶴間にデイーゼルカー運転の請願　一
水郡線の車両改善等に関する請願　一
大阪、篠山口間にデイーゼルカー運転の請願　一

長崎、佐世保間に急行列車運転の請願　一
博多、長崎間に急行列車増発の請願　二
八戸、八木間にガソリンカー運転の請願　一
磐越東線及び水郡線に二等客車連結の請願　一
秋田、上野間に急行列車運転の請願　一
国有鉄道航送貨物に対する粁数計算方法の是正並びに運賃引下げの請願　一
けい石に対する貨物運賃の等級引下げに関する請願　一
三州かわらに対する貨物運賃割引の請願　一
土管に対する貨物運賃割引継続等の請願　二
農業関係貨物運賃割引等に関する請願　一
木材に対する貨物運賃軽減の請願　三
菓子に対する貨物運賃等級引下げの請願　一
唐津港石炭積出引込線高架棧橋架設の請願　一
大蔵町地内に省線踏切設置の請願　一
角浜、玉川両地区踏切にこ線橋架設の請願　一
上郡、三石両駅間船坂村地内栗原踏切改良工事施行の請願　一
上信鉄道を鉄道敷設法別表に加入の請願　一
三江線敷設計画の一部変更等に関する請願　一
新小岩、金町間の貨物専用線に乗客輸送併用に関する請願　一
京阪地上線延長工事を地下線に変更の請願　一
矢部線延長計画変更に関する請願　一
山田線災害復旧工事促進に関する請願　一

仙台鉄道局厚生寮を旧所有者に払下げの請願　一
国鉄松任工場に機関車職場新設に関する請願　一
新得、瓜幕間鉄道を国鉄として買上げに関する請願　一
八王子に鉄道管理局設置の請願　三
道路運送法改正に関する請願　一
自動車運送事業免許制度廃止反対に関する請願　八七
枕崎、鹿児島間に国鉄による自動車運送事業開始の請願　二
熊田、古江間に国営自動車運輸開始の請願　一
澁川、沢渡温泉間に国営自動車運輸開始等の請願　一
八戸、軽米間に国営自動車運輸開始の請願　一
夏井駅、夏井間国営自動車運輸開始の請願　一
佐川、高岡間に国営自動車運輸開始の請願　一
長野原、花敷間国営自動車運輸開始の請願　一
八街、山室間に国営自動車運輸開始の請願　一
輸入自動車割当に関する請願　一
第七次船後期建造促進に関する請願　三
伏木港の整備拡張促進に関する請願　一
船泊港拡張工事施行の請願　一
浜名港修築工事促進の請願　一
門司港田野浦地区修築工事促進の請願　一
竹島港築設の請願　二
淡路島江井港を重要港湾に編入の請願　一
館山港修築に関する請願　一
郡家港改修工事施行の請願　一
名古屋港緊急整備等に関する請願　一
名洗港を避難港に指定の請願　二
小湊港活用開始の請願　一

深浦避難港修築に関する請願　二
小樽港しゆんせつ工事促進の請願　一
久慈港修築工事促進の請願　二
岩船港修築に関する請願　一
瀬棚港修築工事促進の請願　一
舞鶴港修築整備等に関する請願　一
羽咋港築設の請願　一
尻屋港修築工事施行の請願　一
潜ヶ浦水路開さくに関する請願　一
本渡、瀬戸間運河開さくの請願　一
白島崎に燈台設置の請願　一
諸寄漁港に燈台設置の請願　一
砂崎岬に燈台設置の請願　一
戸崎に燈台設置の請願　一
立目崎に燈台設置の請願　一
大碇及び尾崎鼻に燈台設置の請願　一
津屋崎に燈台設置の請願　一
金田岬に航路標識設置の請願　一
砂崎岬に無線航路標識設置の請願　一
小磯に航路標識設置の請願　一
日本海の浮流機雷対策確立に関する請願　一
舞鶴港に特別救難司令所設置の請願　一
船舶職員法の一部改正に関する請願　一
長崎国際空港設置に関する請願　二
鹿児島測候所の地方気象台昇格に関する請願　二
長崎海洋気象台に観測船配置に関する請願　一
若松市に測候所設置の請願　一
多賀町に郵便局設置の請願　一
綾部郵便局移転促進に関する請願　一
郵政省の官製紙二次製品発行停止に関する請願　一
津山村に郵便局設置の請願　一
宿利原に郵便局設置の請願　一

北佐久郡下に郵便自動車路線新設の請願　一
高石村に無集配特定郵便局設置の請願　一
板橋郵便局舎新築の請願　一
川口、昭和間に郵便自動車路線新設の請願　一
高峰譲吉の肖像入郵便切手発行に関する請願　一
陸中中野郵便局に集配事務開始の請願　一
豊浜町中須港に郵便局設置の請願　一
下原簡易郵便局を無集配特定局に昇格の請願　一
七北田郵便局に電話交換事務開始の請願　一
鹿児島市の電話施設改善に関する請願　二
仙台、山形間市外電話ケーブル架設の請願　一
宝塚地区の電話交換方式改善等に関する請願　一
西脇、大阪間直通電話回線増設等に関する請願　一
尼崎市の電話網拡充等の請願　一
ラジオ共同聴取料値下げに関する請願　一
六瀬村に電話架設の請願　一
豊岡電報電話局の新築並びに電話交換方式改善の請願　一
鳥取県下の電気通信施設整備拡充に関する請願　一
神岡、富山間直通電話回線新設等の請願　一
室蘭電話局新築促進に関する請願　一
門司市の電話交換方式改善に関する請願　一
小倉村を明盛局通話区域に編入の請願　一
内川目村立石及び近郷を大迫局通話区域に編入等の請願　一
日田、小国間電話回線増設に関する請願　一

久慈町にラジオ中継所設置の請願　一
津賀局を集中局とする市外電話回線の増設に関する請願　一
千葉電話局の電話交換方式改善等に関する請願　一
県道岐阜富山線を国道に編入の請願　二
雫石町に住宅金融公庫資金融資の請願　一
災害住宅復旧費国庫補助の請願　一
連合軍による接収農地の借上料増額に関する請願　一
夷隅川下流に防波堤築設等の請願　一
一宮川河口改修工事施行の請願　一
県道飯坂高畠線改修工事費国庫補助の請願　一
災害復旧費国庫補助増額等に関する請願　一
神戸、西脇間道路改修費国庫補助の請願　一
岩手県の災害復旧費国庫補助増額の請願　一
区画整理委員改選に関する請願　一
新旧北上川下流改修工事施行の請願　一
多聞橋下流地区の魚野川改修工事施行の請願　一
信濃川水系砂防工事促進の請願　一
丹生川改修工事施行の請願　一
飛驒地方の災害復旧費国庫補助等に関する請願　一
国連軍射撃用地接収に伴う救済金交付に関する請願　一
国道十六号線改修工事促進の請願　一
千座川砂防工事促進の請願　一
新北上川下流改修工事施行の請願　一
上江橋架替え促進の請願　一
下呂、飯田間の道路を国道に編入の請願　一

三陸沿岸道路改修工事促進の請願　一
村田川改修工事促進の請願　一
東名運河こう門復旧費国庫負担の請願　一
須川支流小鶴沢川砂防工事促進の請願　一
県道長岡、桂谷間改修工事費国庫補助の請願　一
門川町地内五十鈴川に堤防築設の請願　一
公営国庫補助庶民住宅建築資金割当に関する請願　一
吉田川水系改修工事促進等の請願　一
木曾川下流しゆんせつ工事施行等の請願　一
古館村地内北上川に堤防築設の請願　一
道路法の一部改正等に関する請願　一
大阪、福住間自動車道路開設の請願　一
県道松本高山線を国道に編入の請願　一
大根占町の災害防止に関する請願　一
根知村地内根知川に砂防工事施行の請願　一
地すべり砂防工事費国庫補助に関する請願　一
上浦幌上川上、二股間道路開設の請願　一
本別町地内利別川改修工事施行等の請願　一
本別町に上水道敷設の請願　一
県道千葉銚子線改修工事促進の請願　一
増田橋架替えの請願　一
後東下、田下両地内の五ヶ瀬川に護岸工事施行等の請願　一
下山、大堀両川河口改修の請願　一

昭26.12.12.　第7479号

由良町の海岸沈下に対する救済対策確立の請願　一
頓別、宇曾丹両川の治水工事施行の請願　一
仁尾町地内柿谷線道路開設促進の請願　一
三陸橋架設の請願　一
利別橋を永久橋に架替え等の請願　一
小平村の護岸工事施行の請願　一
二子屋橋下流吉田川の幅員拡張等に関する請願　一
清水、日高間道路開設の請願　一
不動産取引法制定に関する請願　三
冨士川河口移設に関する請願　一
江部乙、雨龍両村間石狩川に架橋の請願　一
別山川改修工事施行の請願　一
町村道本町宮沢線三石川地区改修工事施行の請願　一
三石川砂防工事等施行の請願　一
稲見、上野深間間道路開設の請願　一
鳧舞川改修工事促進の請願　一
美河、高見間道路開設の請願　一
指定府県道三原呉線を国道に編入の請願　一
指定府県道三原呉線道路改修工事促進の請願　一
三陸国道予定線中女川、雄勝間改修工事施行の請願　一
千鳥川改修工事施行の請願　一
余野川改修工事施行の請願　一
加古川中流改修工事促進等の請願　一
国道三号線中別府、中津間改修工事施行の請願　一
厚岸本、真龍両町間の厚岸港に架橋の請願　一
筑後川改修附帯工事として古川水門地区の排水施設整備の請願　一
区画整理委員の任期及び選挙に関する請願　一
特別都市計画事業に対する国庫補助の請願　一

荒倉隧道開さく、県道越知宇和島線改修工事促進の請願　一
奥田川防災工事施行の請願　一
県道安芸大栃線改修工事施行等の請願　一
仁淀川改修工事促進に関する請願　一
中筋川改修工事促進の請願　一
新川川改修工事促進の請願　一
国道十八号線及び県道神戸豊岡線改修工事施行の請願　一
矢名瀬、金浦間磯部川改修工事施行の請願　一
県道岡多線改修促進の請願　一
幌延、南沢間道路改修費国庫補助の請願　一
上幌延、雄信内間道路改修費国庫補助の請願　一
出合橋復旧工事施行の請願　一
県道椎葉細島港線を国道に編入の請願　一
天塩川治水工事促進の請願　一
細見、岡元両地内の五ヶ瀬川に堤防築設の請願　一
下呂、太田間飛驒川沿岸観光道路開設の請願　一
吉野川改修工事施行等の請願　一
天草郡上、下島東海岸道路開設の請願　一
土木災害復旧工事施行年限短縮の請願　一
災害復旧工事補助金交付促進に関する請願　一
上南方橋復旧工事施行の請願　一
府県道宇美青柳線改修工事促進の請願　一
砂押川改修工事促進の請願　一
大江川改修工事促進の請願　一
福住、万字間道路開設の請願　一
県道十籠線開設促進の請願　一
筑後川改修工事促進の請願　一
巨瀬川改修工事促進の請願　一
県道新潟安塚線改修工事費国庫補助の請願　一

加茂村御鉾谷地区の山崩れ防止工事施行の請願　一
国道三十七号線改修工事促進の請願　一
県道伊野高岡線を宇佐港まで延長等の請願　一
大崎村地内宇津川の砂防工事促進の請願　一
県道高知、森線改修費国庫補助に関する請願　一
北上川下流改修工事施行の請願　一
森村地内伊勢川支流に砂防工事施行の請願　一
大桐村地内桐見川に砂防工事施行の請願　一
別府村地内に地すべり防災工事施行の請願　一
長者村地内地すべり地帯に砂防工事施行の請願　一
宇治川護岸工事促進の請願　一
県道仙台、石巻間を国道に編入等の請願　一
忍路、蘭島間に隧道開さくの請願　一
美谷、栄浜間道路開設等の請願　一
地盤沈下地帯の排水ポンプ維持費全額国庫補助の請願　一
講和後における接収地の処理に関する請願　一
臼田橋架替えの請願　一
名古屋隧道開さくの請願　一
土木災害復旧工事施行年限短縮の請願　一
鍋田川に国直轄改修工事施行の請願　一
鈴鹿川水系砂防工事施行等の請願　一
県道山田槇山線幅員拡張の請願　一
小川改修工事促進の請願　一
大沢、吉岡間の海岸道路開設工事促進の請願　一
三和村地区の後川に放水路開さくの請願　一

清水、直江津間中部日本横断道路改修に関する請願　一
木曽川下流改修工事促進の請願　一
久慈川改修工事促進の請願　一
外房海岸道路改修工事促進の請願　一
二俣村地内北上川下流にこう門設置の請願　一
春日村及び清洲町地内国道十二号線改修の請願　一
不良住宅改良促進に関する請願　一
鮭川上流にえん堤築設の請願　一
東北地方国道改修工事施行等の請願　一
連合国軍による接収農地売渡しに関する請願　一
那智町地内那智川に砂防工事施行の請願　一
白糠、足寄間道路改修等に関する請願　一
白糠町地内庶路川及び茶路川改修工事施行の請願　一
雄別炭山、上幌呂間道路開設の請願　一
県道西郷佐治線等改修工事施行の請願　一
島田川改修工事促進に関する請願　一
連合軍による接収地の損害補償に関する請願　二
空知橋を永久橋に架替えの請願　一
北谷地、大久保両村間最上川上流左岸に防災工事施行の請願　一
共和村地内鴨川に砂防工事施行の請願　一
大原町地内黒谷川に砂防工事施行の請願　一
有津井地内佐與川上流に砂防工事施行の請願　一
磯上地内磯上川上流に砂防工事施行の請願　一
美和村地内山生川に砂防工事施行等の請願　一

平川村地内後谷川に砂防工事施行の請願　一
宇野地内鳴滝川に砂防工事施行の請願　一
田井地内清水川に砂防工事施行の請願　一
新庄村地内戸島川に砂防工事施行の請願　一
宇治村地内滝谷川に砂防工事施行の請願　一
豊野村地内下市川に砂防工事施行の請願　一
落合村地内井谷川砂防工事施行の請願　一
水田村地内清水川に砂防工事施行の請願　一
吹屋町地内坂本川に砂防工事施行の請願　一
保曽地内保曽川等に砂防工事施行の請願　一
都留岐地内美婦路川に砂防工事施行の請願　一
大東村地内本谷川に砂防工事促進の請願　一
三石地内五石川に砂防工事施行の請願　一
大東村地内宮部川に砂防工事施行の請願　一
併和村地内五番川に砂防工事施行の請願　一
下神目地内大谷川に砂防工事施行の請願　一
坪井下地内七森川に砂防工事施行の請願　一
龍山村地内中田川に砂防工事施行の請願　一
六條院町地内竪川に砂防工事施行の請願　一
日比地内瓶割川に砂防工事施行の請願　一
西江原町地内雄神川に砂防工事施行の請願　一
落合町地内西河内川に砂防工事促進の請願　一

鴨方町地内益坂川に砂防工事施行の請願　一
手荘町地内西谷川に砂防工事施行の請願　一
玉川村地内増原川に砂防工事施行の請願　一
成羽町地内島木川及び日名川に砂防工事施行の請願　一
中井村地内津々川に砂防工事施行の請願　一
美川村地内関川に砂防工事施行の請願　一
川上村地内苗代川に砂防工事施行の請願　一
呉妹村地内大武川及び内山川に砂防工事施行の請願　一
福谷村地内掛畑川及び足守川に砂防工事施行の請願　一
上水田村地内小松谷川及び谷尻川に砂防工事施行の請願　一
中津井村地内清常川等に砂防工事施行の請願　一
呰部町地内三谷川に砂防工事促進の請願　一
箭田町地内高馬川に砂防工事施行の請願　一
津賀村地内竹部川に砂防工事施行の請願　一
野谷村地内河川に砂防工事施行の請願　一
黒木地内舟木川に砂防工事施行の請願　一
鍛冶屋地内鍛冶屋川に砂防工事施行の請願　一
竹枝村地内土師方川に砂防工事施行の請願　一
勢力地内掛谷川に砂防工事施行の請願　一
磯上地内油杉川に砂防工事施行の請願　一
蒜山地内大谷川に砂防工事施行の請願　一
豊原地内に砂防工事施行の請願　一

莊内村地内柿原川に砂防工事施行の請願　一
池田村地内槇谷川等に砂防工事施行の請願　一
湯原町地内隠谷川等に砂防工事施行の請願　一
東粟倉村地内後山川水系に砂防工事施行の請願　一
馬飼湯船えん堤改修工事施行の請願　一
日笠村地内保曽川及び平田川に砂防工事施行の請願　一
上横野地内横野川に砂防工事施行の請願　一
中谷地内高座川に砂防工事促進の請願　一
貞永寺地内山入川に砂防工事促進の請願　一
梶並村地内碇谷川に砂防工事施行の請願　一
奥津地内尾路川に砂防工事施行の請願　一
富西谷地内白賀川等に砂防工事施行の請願　一
田地子川に砂防工事施行の請願　一
宇垣村地内三谷川に砂防工事促進の請願　一
金光町地内竹川に砂防工事促進の請願　一
建部村地内桜川に砂防工事促進の請願　一
富家村地内長谷川に砂防工事施行の請願　一
倭文西村地内友清川に砂防工事促進の請願　一
巨瀬村地内尾原川に砂防工事施行の請願　一
加美町地内新城川に砂防工事施行の請願　一
瀬戸地内作り木に砂防工事施行の請願　一
物見地内物見川等に砂防工事施行の請願　一

阿波村地内落合川に砂防工事施行の請願　一
上森原地内上森川に砂防工事施行の請願　一
羽出地内羽出西谷川に砂防工事促進の請願　一
新加茂町地内原口川に砂防工事施行の請願　一
二川村地内粟谷川等に砂防工事施行の請願　一
加茂町地内滑川等に砂防工事施行の請願　一
黒木地内得谷川に砂防工事施行の請願　一
玉川村地内林谷川に砂防工事施行の請願　一
飯岡村地内吉野川水系に砂防工事施行の請願　一
豊田村地内成松川及び那岐川に砂防工事促進の請願　一
引網地内松の木川に砂防工事施行の請願　一
百谷地内百谷川に砂防工事施行の請願　一
石油の統制撤廃に関する請願　一
印度洋及び東南アジア地域に関する政治経済研究所設置の請願　一
知床半島地域の開発計画樹立に関する請願　一
釧路原野未墾地利用調査に関する請願　一

又次の請願書は、既に議決した議案と同種のものであるため、採択とみなし、内閣に送付した。

未復員者給与法の適用患者に対する療養期間延長に関する請願　三四通
台風ルースによる私立学校災害復旧費国庫補助等に関する請願　一
台風ルースによる漁港災害復旧費全額国庫補助の請願　一
福岡県下の災害復旧費国庫補助増額に関する請願　一
災害復旧費増額等に関する請願　一
災害復旧費国庫補助の請願　一
台風ルースによる災害応急措置に関する請願　一
公共施設災害復旧費全額国庫負担の請願　一
災害復旧費融資に関する請願　一

○参議院

◉**報告書提出**　十一月二十八日委員長から左の報告書を提出した。

教育及び文化に関する一般調査報告書

又同二十九日委員長から左の報告書を提出した。

金融政策並びに制度に関する調査報告書

叙任及び辞令

○法務府

文部教官　小野木　常
同　中田　淳一
同　斎藤　秀夫

（各通）

法制審議会民事訴訟法部会委員を命ずる（十一月一日）

文部教官　宮沢　俊義
同　林田　和博
同　田上　穣治
同　清宮　四郎
同　於保不二雄
同　中川善之助
同　永田菊四郎
石田文次郎
判事　岸　盛一
同　久礼田益喜
文部教官　木村　亀二
花井　忠
文部教官　兼子　一
判事　斎藤　直一
同　村松　俊夫
吉川大二郎
文部教官　斎藤　金作
文部教官　井上　正治
同　団藤　重光
判事　吉田常次郎
文部教官　鈴木　竹雄
同　大隅健一郎

（各通）

同　田中　誠二
判事　松田　二郎
文部教官　杉村章三郎
判事　田中　真次
文部教官　柳瀬　良幹
園部　敏
文部教官　小野木　常
同　中田　淳一
同　菊井　維大
同　斎藤　秀夫
同　石井　照久
同　吾妻　光俊
同　江川　英文
同　久保岩太郎
同　吉益　脩夫
同　江家　義男
判事　中野　次雄
法務府事務官　高辻　正己
検事　安平　政吉
同　小沢　文雄
同　横井　大三

司法試験考査委員を免ずる（十二月一日）

○郵政省

◉昭和二十六年十二月五日

郵政技官に任命する　小野三代人

田辺逓信診療所長を命ずる（十二月五日）　郵政技官　小野三代人

官庁事項

○大蔵省

◉**船舶公団の清算結了**　船舶公団は、昭和二十六年九月三十日清算を結了し、昭和二十六年十一月二十一日清算結了登記を了した。

公共企業体事項

○日本専売公社

◉**日本専売公社公示第九号**

たばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）第七條の規定により、昭和二十七年において耕作するたばこの種

P.220

類及び耕作面積（昭和二十六年八月二十一日日本専売公社公示第七号）中第二項耕作面積、管轄地方局東京の項中神奈川県及び千葉県、熊本及び鹿児島の項の全部を次のように改める。

昭和二十六年十二月十一日

日本専売公社総裁　秋山孝之輔

管轄地方局	府県	耕作面積（単位　町）
東京	神奈川県	九二〇
	千葉県	一、一三七
熊本	大分県	一、五五五
	熊本県	二、〇四五
鹿児島	宮崎県	一、九五〇
	鹿児島県	五、九五五

○日本国有鉄道

◉日本国有鉄道公示第327号

日本国有鉄道組織規程（昭和24年6月日本国有鉄道公示第42号）の一部を次のように改正する。

昭和26年12月12日

日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

（内容省略。但し、昭和26年12月12日鉄道公報参照）

◉日本国有鉄道公示第328号

阪神向けみかんに対する割引賃率を次のように定める。

昭和26年12月12日

日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

（内容省略。但し、昭和26年12月12日鉄道公報参照）

◉日本国有鉄道公示第329号

国鉄自動車路線名称（昭和24年6月日本国有鉄道公示第31号）の一部を次のように改正する。

昭和26年12月12日

日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

当床線の部の次に次のように加える。

厚岸線　浜厚岸駅前太田間

◉日本国有鉄道公示第330号

昭和26年12月12日から厚岸線浜厚岸駅前・太田間において、次の各号によつて自動車による運輸営業を開始する。

昭和26年12月12日

日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

1　停車場及びキロ程

停車場名	所在地	キロ程	
浜厚岸駅前	釧路国厚岸郡厚岸町大字真龍町	浜厚岸駅前・厚岸間	2キロメートル
厚岸	（根室本線既設停車場）	厚岸・新道口間	1〃
新道口	釧路国厚岸郡厚岸町大字真龍町	新道口・太田役場前間	6〃
太田役場前	同国同郡太田村字本村	太田役場前・太田間	2〃
太田	同国同郡同村同字		

2　取扱範囲

前号の各停車場においては、旅客に限つて取扱をする。

◉日本国有鉄道公示第331号

旅客及び荷物運送規則（昭和25年5月日本国有鉄道公示第110号）の一部を次のように改正する。

昭和26年12月12日

日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

（内容省略。但し、昭和26年12月12日鉄道公報参照）

総理府公告

◉公益事業委員会公告（第二十二号）

昭和二十六年十一月二十日附公益事業委員会公告（第十九号）による東京電力株式会社電気供給規程の変更認可及び地域差調整の協定認可に対する異議申立の件に係る聴聞の場所を左記の通り変更する。

昭和二十六年十二月十二日

公益事業委員会委員長　松本　烝治

記

聴聞の場所

旧　東京都文京区小石川町一丁目一番地の十一日本発送電株式会社清算事務所内

新　東京都中央区銀座東六丁目七番地財団法人商工協会木挽館内

◉公益事業委員会事務局札幌支局公告（第四号）

公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）第六十條第一項第二号の規定による聴聞を左記の通り行う。

昭和二十六年十二月十二日

公益事業委員会事務局札幌支局長　岡崎　三吉

記

件名	事案の要旨	聴聞の期日	聴聞の場所
一、北海道電力株式会社申請供給施設概要の変更	一の沢線を廃止し、一の沢発電所と豊平川第一線第六一号柱の間に四万V送電線路一回線を新設する。	昭和二十六年十二月二十六日午前十時	札幌市南一條西十八丁目二九一番地札幌通商産業局内
二、同右	名寄変電所の出力を七、五〇〇KVAに増加する。	右終了後	同右
三、同右	北見変電所と網走送電線路第二五八号柱の間に二万V送電線路一回線を新設する。	右終了後	同右
四、同右	木野変電所の出力を九、〇〇〇KVAに増加する。	右終了後	同右
五、同右	函館変電所の出力を一一、七〇〇KVAに増加し、同変電所と亀田発電所の間に三千V送電線路二回線を新設する。	右終了後	同右

◉公益事業委員会事務局名古屋支局公告（第三号）

公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）第六十條第一項第二号の規定による聴聞を左記の通り行う。

昭和二十六年十二月十二日

公益事業委員会事務局名古屋支局長　小原　周三

記

件名	事案の要旨	聴聞の期日	聴聞の場所
一、中部電力株式会社申請供給施設概要の変更	名古屋市内負荷増加に伴い必要とする関係変電所の新設及び出力の増加並びに関係送電線路の新設を行う。	昭和二十六年十二月二十六日午前十時	名古屋市東区東二葉町四四番地名古屋商工会館内
二、同右	名古屋市内送電線路の三万V昇圧に伴い必要とする関係変電所の出力を変更する。	右終了後	同右
三、同右	岩塚神守線第六六号柱と津島変電所の間に三万Vの送電線路一回線を新設する。	右終了後	同右
四、同右	静岡県下七万V昇圧に伴い必要とする関係変電所の新設及び廃止並びに関係送電線路の廃止及び公称電圧を変更する。	右終了後	同右
五、同右	見付変電所の出力を四、五〇〇KVAに増加する。	右終了後	同右
六、同右	峰の沢変電所を廃止しこれに伴い必要とする関係送電線路の区間を変更する。	右終了後	同右
七、同右	岩村田変電所の出力を三、〇〇〇KVAに増加する。	右終了後	同右
八、同右	神戸変電所の出力を一二、四六〇KVAに増加する。	右終了後	同右
九、同右	神田変電所の設備容量を四、〇〇〇KVAに減少する。	右終了後	同右
十、同右	野後変電所の出力を一、五〇〇KVAに減少する。	右終了後	同右

備考　各件名に係る事案の詳細については、公益事業委員会事務局名古屋支局の事務所に掲示する。

正誤

昭和二十六年十二月六日附公益事業委員会事務局福岡支局公告第三号中一一六頁事案の要旨の段九行目「菊地川第三発電所」は「菊池川第三発電所」の、同段二六行目「福岡変電所」は「福間変電所」のいずれも誤り。

公益事業委員会事務局福岡支局

法務府公告

○押収物還付公告

名古屋地方検察庁一宮支部

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十四年押第三〇〇号（遠藤五郎こと堀尾五郎外三名恐喝等事件）

一、ズック靴（右足）　一個

二、ズック靴（左足）　一個

三、短刀　一振

四、短刀　一振

五、靴下　一足

六、外套頭巾　一個

七、国防色戦闘帽　一個

○昭和二十五年押第三三六二号（不詳食糧管理法違反事件）

一、換価金　千六百四十七円

二、風呂敷　三枚

三、紙袋　三枚

四、紐　若干

○同押第三三六三号（同）

一、名鉄定期券（ケース付）　一枚

二、布袋　四枚

三、風呂敷　三枚

四、紙袋　一枚

五、換価金　八百四十四円

六、同　二百十二円

○同押第三三六四号（同）

一、換価金　百六十四円

二、風呂敷　二枚

三、袋　一枚

○同押第三三六五号（同）

一、換価金　五百九十四円

二、木綿手提袋　一個

三、紙袋　一個

○同押第三三六六号（同）

一、換価金　四百九十二円

二、風呂敷　一枚

三、布袋　一枚

○同押第三三六七号（同）

一、換価金　八百七十七円

二、紙袋　三枚

三、木綿手製紐　三本

四、縄　一本

五、風呂敷　一枚

○同押第三三八二号（宇佐見敏夫同）

一、換価金　千七百五円

○同押第三五四八号（上村宮之助同）

一、同　千百五十二円

○同押第三七二八号（北川栄同）

一、同　千三百五十三円

○同押第三七二九号（北川きよみ同）

一、同　千七百十四円

○同押第三七三四号（高橋隆同）

一、同　千二百十一円

○同押第四一五三号（池田丈太郎同）

一、同　千二百九円

○同押第四二二七号（不詳の女同）

一、同　八百六十一円

二、中古木綿手提袋　一個

三、紙袋　二個

四、中古風呂敷　二枚

○同押第四二二八号（同）

一、換価金　三百六十九円

二、中古風呂敷　一枚

三、紙袋　一個

○同押第四二二九号（同）

一、換価金　千百四十八円

二、中古風呂敷　二枚

三、紙袋　二個

○同押第四二三〇号（同）

一、換価金　四百三十円

二、中古布袋　三個

三、中古風呂敷　三枚

○同押第四二三一号（同）

一、換価金　九百八十四円

二、中古風呂敷　二枚

三、中古布袋　一個

四、紙袋　一個

五、古紐　一個

○同押第四二三二号（同）

一、換価金　二百九十二円

二、鉱力罐　一個

三、麻縄　一個

○同押第四二三三号（同）

一、換価金　六百十五円

二、中古風呂敷　二枚

三、紙袋　二個

○同押第四二三四号（同）

一、換価金　七百七十九円

二、中古風呂敷　二枚

三、紙袋　三枚

四、古紐　一本

○同押第四二三五号（同）

一、換価金　五百七十八円

二、中古風呂敷　一枚

三、紙袋　一個

四、古紐　二本

○同押第四二三六号（同）

一、換価金　五百十二円

二、中古風呂敷　一枚

三、紙袋　一個

○同押第四二三七号（同）

一、換価金　六百五十六円

二、中古風呂敷　一枚

三、紙袋　一個

○同押第四二三八号（同）

一、換価金　八百五十八円

二、中古風呂敷　二枚

三、紙袋　二個

○同押第四二三九号（同）

一、換価金　三百七円

二、中古風呂敷　一枚

三、紙袋　一個

四、古紐　一本

○同押第四二七一号（不詳同）

一、換価金　五百九十六円

二、紙袋　一枚

三、古風呂敷　二枚

○同押第四二七二号（同）

一、換価金　二百八十九円

二、古風呂敷　一枚

三、古布製袋　一枚

○同押第四二七三号（同）

一、換価金　四百円

二、古風呂敷　一枚

三、古布製袋　一枚

○同押第四四三五号（小川みつ同）

一、換価金　千百四十八円

○昭和二十六年押第一三三二号（不詳同）

一、同　二百八十七円

二、風呂敷　一枚

三、布袋　一枚

四、紙袋　一枚

○同押第一〇〇九号（坂本百合子同）

一、換価金　六百三十五円

○同押第二〇一八号（山本美雄同）

一、同　千百四十八円

○同押第二四五一号（田中清市同）

一、同　千七百四十四円

○同押第二六九五号（氏名不詳同）

一、同　五百五十円

○同押第二六五七号（中居光子同）

一、換価金　千百四十八円

二、中古木綿風呂敷　一枚

三、中古白地袋　一枚

○同押第三一二五号（河合音吉窃盗事件）

一、鉄棒　一本

一宮区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和十九年押第一六一号（安田するの詐欺等事件）

一、茶色地に花模様の風呂敷　一枚

二、茶色重箱縦横の縞入蓋付　二個

○昭和二十一年押第一五九号（山田英二外三名窃盗等事件）

一、現金　五百円

○昭和二十二年押第二一一号（春日仁夫食糧管理法違反事件）

一、換価金　四十八円九銭

○同押第二一二号（杉本龍夫同）

一、同　九十九円四十銭

○同押第二一七号（金寛洙同）

一、同　六十四円十九銭

○同押第二一八号（大川正次同）

一、同　六十円九十七銭

○同押第二二四号（斎藤光男同）

一、同　六十円九十七銭

○同押第二二六号（田中秀光同）

一、同　六十四円十九銭

○同押第二三七号（西村春夫同）

一、同　五十四円

○同押第二四〇号（徳山一郎同）

一、同　六十四円十九銭

○同押第二四六号（新井秀雄同）

一、同　七十七円八銭

○同押第三八二号（徳田正夫同）

一、同　十九円九十五銭

○昭和二十六年押第四八三号（不詳同）

一、布製袋　二個

二、布製手提袋　一個

三、換価金　千二百六十六円

○同押第四八四号（同）

一、中古風呂敷　一枚

二、布製袋　四個

三、換価金　千五百四十九円

○同押第四八六号（同）

一、中古風呂敷　二枚

二、換価金　千七百六十二円

○同押第四八七号（同）

一、中古風呂敷　二枚

二、紙袋　二個

三、換価金　千九百二十七円

○同押第四八八号（同）

一、中古風呂敷　三枚

二、布製袋　三個

三、換価金　二千七十円

○同押第四八九号（同）

一、中古風呂敷　三枚

二、換価金　千六百四十八円

○同押第四九〇号（同）

一、中古風呂敷　二枚

二、布製袋　二個

三、換価金　千八百三円

○同押第四九一号（同）

一、中古風呂敷　四枚

二、紙袋　一個

三、布製袋　一個

四、換価金　千七百八十三円

○同押第四九二号（同）

一、中古風呂敷　三枚

二、布製袋　一個

三、紙箱　一個

四、換価金　千九百四十七円

○同押第四九三号（同）

一、中古風呂敷　一枚

二、布製袋　二枚

三、紙袋　一個

四、換価金　千七百二十一円

○同押第四九五号（同）

一、中古風呂敷　三枚

二、紙袋　一個

三、布製袋　二個

四、換価金　千九百二十四円

○同押第四九六号（同）

一、中古風呂敷　二枚

二、布製袋　二枚

三、換価金　二千百五十二円

○同押第四九七号（同）

一、中古風呂敷　二枚

二、布製袋　二枚

三、紙袋　一個

四、紙箱　一個

五、換価金　千四百九十六円

○同押第四九八号（同）

一、中古木綿風呂敷　三枚

二、中古布製袋　四個

三、換価金　千八百二十四円

○同押第四九九号（同）

一、中古風呂敷　二枚

二、布製袋　二個

三、紙箱　一個

四、換価金　千四百三十五円

○同押第五〇〇号（同）

一、中古風呂敷　一枚

二、布製袋　二個

三、換価金　千三百十一円

○同押第五〇一号（同）

一、中古風呂敷　二枚

二、布製袋　二個

三、紙袋　一個

四、換価金　千七百八十三円

○同押第五〇二号（同）

一、中古風呂敷　一枚

二、布製袋　三個

三、換価金　二千八円

○同押第五〇三号（同）

一、中古風呂敷　三枚

二、中古布製袋　二個

三、手提袋　一個

四、換価金　千七百四十二円

○同押第五〇四号（同）

一、中古風呂敷　二枚

二、布製袋　二個

三、換価金　二千二百五十四円

○同押第五〇五号（同）

一、中古風呂敷　一枚

二、布製袋　三個

三、換価金　二千五十円

○同押第五〇六号（同）

一、布製袋　一個

二、布製リュックサック　一個

三、換価金　千八百二十四円

○同押第五〇七号（同）

一、中古風呂敷　一枚

二、布製袋　三個

三、換価金　二千二百三十四円

○同押第五〇八号（同）

一、中古風呂敷　二枚

二、布製袋　一個

三、換価金　二千八十六円

○同押第五〇九号（同）

一、中古風呂敷　一枚

二、布製袋　三個

三、換価金　二千五百二十一円

〇同押第五一〇号（同）
一、布製袋　一枚
二、中古風呂敷　一枚
三、紙袋　一個
四、リュックサック　一個
五、換価金二千二百七十五円
〇同押第五一一号（同）
一、中古風呂敷　一枚
二、紙箱　一個
三、布製袋　二個
四、換価金二千七百四円
〇同押第八五三号（川端勇軽犯罪法違反事件）
一、ピース煙草　三箱
二、現金三千五百円
〇昭和二十五年押第一四七七号（原田勇食糧管理法違反事件）
一、換価金八百三十六円
〇同押第一四八一号（森とよ子同）
一、同一千百五十円
〇同押第一四八三号（石川広志外一名賭博事件）
一、現金　八千五百円
二、同　二千円

○工場財団

東京都中央区日本橋江戸橋一丁目九番地の二東邦酒類株式会社より千葉県東葛飾郡江戸川町大字流山字宮下六六九番地所在の同会社流山工場に属する土地建物工作物及機械器具に対し工場財団組成の為所有権保存の登記申請があつたので右財団に属すべき動産に付権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日より三十二日以内に其の権利を当庁に申出でられたい。

但し、工場財団に属すべきものの目録は当庁に備付あり関係者の閲覧に供す。

昭和二十六年十二月十二日
千葉地方法務局流山出張所

神戸市葺合区脇浜町三丁目二十八番地日本香料薬品株式会社から同所所在の工場に属する機械器具に対し新たに工場財団に属すべきものとして変更登記の申請があつたから右財団に属すべき動産に権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日から三十二日以内にその権利を当庁に申出られたい。

但し、工場財団に属すべきものの目録は当庁に備付けてあるから関係者の閲覧に供する。

昭和二十六年十二月十二日
神戸地方法務局

裁判所公告（●印は新料金）

○準禁治産宣告

●昭和二十六年（家）第一〇三八号

本籍並びに住所横須賀市走水九百九十一番地
申立人　梅谷三之助
明治四十三年二月二十三日生
本籍並びに住所右に同じ
事件本人　梅谷　キク
大正元年八月十五日生

当家庭裁判所は右事件本人に対し昭和二十六年十一月十四日準禁治産を宣告した。

昭和二十六年十二月三日
横浜家庭裁判所横須賀支部

●昭和二十六年（家）第二五一九号

本籍及び住所栃木県河内郡豊岡村大字倉ヶ崎三百六十六番地
事件本人　沼尾　莘義
大正七年四月二十八日生

栃木県河内郡豊岡村大字倉ヶ崎三百六十六番地沼尾與兵衛の申立により右事件本人を浪費者と認め昭和二十六年十一月十五日準禁治産を宣告した。

昭和二十六年十一月三十日
宇都宮家庭裁判所

○公示催告

●昭和二十六年（へ）第一九〇号

東京都杉並区宿町二五九
申立人　佐藤　一郎
右代理人弁護士　昌子　篤俊

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年七月十八日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月八日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑

（別紙）　目　録

一、日本郵船株式会社株式　十株券五枚
一枚の額面　金五百円（拂込済）
記号番号　へ第一四五〇八番、第六一四三一番、第七〇五〇〇番、第三八七四二番、第一三四一一番
右株式名義人　佐藤一郎
五十株券　二枚
一枚の額面　金二千五百円（拂込済）
記号番号　ニ第六〇八九番、第一七九一番
十株券　一枚
額面　金五百円（拂込済）
記号番号　丙第二六七九九番
二十株券　二枚
一枚の額面　金一千円（拂込済）
記号番号　ホ第一二六七番、乙第一六五六八番
右株式名義人　渡部証券株式会社
株券発行者　日本郵船株式会社
株券最終所持人　佐藤一郎
二、鐘淵紡績株式会社株式五十株券八枚
一枚の額面　金二千五百円（拂込済）
記号番号　丙第五〇九九六号、第五〇九九八号、第五〇九九九号、自第五〇九二八号至第五〇九三〇号、第五一〇八〇号、第五一一〇一号
株式名義人　第一生命保険相互会社
株券発行者　鐘淵紡績株式会社
最終所持人　佐藤一郎
三、ラサ工業株式会社株式
五十株券　二枚
一枚の額面　金二千五百円（拂込済）
記号番号　イ丙第三五五八号、ロ丙第七八五〇号
十株券　十五枚
一枚の額面　五百円（拂込済）
記号番号　ロ乙自第三二八七号至第三二九六号、自第三四〇二号至第三四〇六号
株券発行者　鯛生産業株式会社
株式名義人　佐藤一郎

●昭和二十六年（へ）第七一一号

東京都中央区日本橋江戸橋一の四内帝国クラウン・コルク株式会社
申立人　七島長太郎
右代理人弁護士　小山　隼太

別紙表示の約束手形に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年六月二十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に約束手形を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月九日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

（別紙）　目　録

一、約束手形　一通
金額　百二十万円也
支拂期日　昭和二十六年十月二十日
支拂地　東京都江東区
支拂場所　株式会社千代田銀行本所支店
振出地　東京都江東区
振出日　昭和二十六年十月七日
振出人　江東区深川毛利町三昭和容器株式会社取締役社長薄新六
宛名人

一、約束手形　一通
金額　四十一万五千円也
支拂期日　昭和二十七年一月十日
支拂地　東京都江東区
支拂場所　株式会社協和銀行本所支店
振出地　東京都江東区
振出日　昭和二十六年十月八日
振出人　江東区北砂町一の五〇七株式会社大崎屋商店取締役社長幸家伊助
宛名人　昭和容器株式会社
裏書人　昭和容器株式会社取締役社長薄新六
被裏書人

一、約束手形　一通
金額　二十五万円也
支拂期日　昭和二十六年十二月二十日
支拂地　東京都江東区
支拂場所　株式会社協和銀行本所支店
振出地　東京都江東区
振出日　昭和二十六年九月二十八日
振出人　江東区北砂町一の五〇七株式会社大崎屋商店取締役社長幸家伊助
宛名人　昭和容器株式会社
裏書人　昭和容器株式会社取締役社長薄新六
被裏書人

一、約束手形　一通
金額　十五万円也
支拂期日　昭和二十七年一月十二日
支拂地　東京都中央区
支拂場所　日本信託銀行株式会社
振出地　東京都中央区
振出日　昭和二十六年十月四日
振出人　中央区日本橋兜町二の三二ブルドック食品株式会社取締役社長小島仲三郎
宛名人　昭和容器株式会社
裏書人　昭和容器株式会社取締役社長薄新六
被裏書人

一、約束手形　一通
金額　十九万九千七百四十円也
支拂期日　昭和二十七年一月十七日
支拂地　東京都台東区
支拂場所　株式会社帝国銀行雷門支店
振出地　東京都墨田区
振出日　昭和二十六年十月六日
振出人　墨田区吾妻橋三の一三神谷酒造株式会社取締役神谷愷
宛名人　昭和容器株式会社
裏書人　昭和容器株式会社取締役社長薄新六
被裏書人

以上五通の手形共最後の所持人七島長太郎

●昭和二十六年（へ）第七一八号

申立人　別紙当事者目録記載の通り

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年六月二十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月九日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康

（別紙）　当事者目録

東京都世田谷区上馬町二丁目六十番地
長堀彌五郎相続人妻
申立人　長堀　いく
右同所同番地　同　長堀　重光
右同所同番地　同　長堀　清
右同所同番地　同　長堀　義文
右同所同番地　同　長堀　忠彌
右同所同番地　同　長堀　博全
右同所同番地　同　長堀　敏子

（別紙）　目　録

株式会社東海組発行
(イ)株式一株券二枚
記号番号　い第七三号、い第五五号
額面　金五十円（一枚に付）
(ロ)株式五株券一枚
記号番号　ろ第一七号
額面　金二百五十円
(ハ)株式十株券三枚
記号番号　は第二二号、は第三四号、は第五三号

(ニ)株式五十株券二枚
記号番号　に第一八五号に第一八四号
額面　金二千五百円（一枚に付）
以上(イ)(ロ)(ハ)(ニ)共
拂込金額　全額
発行年月日　昭和十八年八月一日
最終株主名義人　長堀彌五郎

●昭和二十六年（へ）第七五〇号

大阪府南河内郡藤井寺町大字岡六三七
申立人　村崎茂三郎
右代理人弁護士　栄木　忠常

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年六月十七日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月八日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑

（別紙）　目　録

種類　協和醱酵工業株式会社株式
数量　百株券二枚
一枚の株券額面　金五千円
記号番号　A五六八四、A五六八五
発行日　昭和二十四年七月十五日
最終株主　村崎茂三郎

●昭和二十六年（へ）第七五七号

岐阜県岐阜市玉宮町一の一七の二
申立人　矢沢　領一

別紙表示の約束手形に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年六月十七日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に約束手形を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月九日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康

（別紙）　目　録

(イ)約束手形二通
番号　第五二二号
金額　金十五万円也
支拂期日　昭和二十六年十二月二十五日
支拂場所　大阪銀行神田支店
発行日　昭和二十六年九月二十一日
振出人　日本出版販売株式会社
名宛人　東京都中央区日本橋小伝馬町一の三川島洋紙店
第一裏書人　右同人
第二裏書人　東京出版株式会社
所持人　矢沢領一
(ロ)番号　第五三三号
金額　金十五万円也
支拂期日、支拂場所、発行日、振出人、名宛人、第一裏書人、第二裏書人、所持人全部(イ)に同じ

●昭和二十六年（へ）第七五八号

神奈川県横浜市保土ヶ谷区桜ヶ丘三七
申立人　竹之内靜雄

別紙表示の約束手形に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年六月二十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に約束手形を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月九日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康

（別紙）　目　録

約束手形　一通
番号　五六二〇号
額面金額　一十九万千二百五十円也
内拂金　25 2/28 一九、〇〇〇円
3/20 三八、〇〇〇円
5/1 七、八六〇円
現在残高　一二六、三九〇円
支拂期日　昭和二十四年十月十五日
支拂期日　第一銀行神田支店
振出日　昭和二十四年八月三十一日
振出人　閉鎖機関日本出版配給株式会社清算担当者永井茂彌
名宛人　竹之内書店

●昭和二十六年（へ）第七五九号

滋賀県大津市柳町七番地
申立人　桐原　虎蔵
広島県三原市糸崎町八九〇番地
同　三宅　貞幹
千葉県東葛飾郡南行徳町欠真間相の川八八五番地
同　岡田　正登
右代理人　山県十一郎

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年六月二十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月九日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康

（別紙）　目　録

日本鉱業株式会社株券
百株券二枚
記号番号　B第七七〇六九号B第七七〇七〇号
額面金額　金五千円（全額拂込済）
最終名義人　桐原虎蔵
十株券四枚一株券五枚
記号番号　(イ)よ自第七四九五八号至第七四九六一号(ロ)た自第一五三一一五号至第一五三一一九号
額面金額　(イ)金五百円(ロ)金五十円
（全額拂込済）
最終名義人　三宅貞幹
十株券九枚一株券八枚
記号番号　(イ)よ自第一九六一〇号至第一九六一八号(ロ)た自第四〇〇九五号至第四〇一〇二号
額面金額　(イ)金五百円(ロ)金五十円
（全額拂込済）
最終名義人　岡田正登

●昭和二十六年（へ）第四〇〇号

一宮市栄町二丁目二番地
申立人　伊藤　信三

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年六月十二日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月九日
大阪簡易裁判所

（別紙）　目　録

約束手形一通
額面　金三万四千八百円
支拂期日　昭和二十六年十一月二十四日
支拂地、振出地共　大阪市
支拂場所　株式会社帝国銀行難波支店
振出日　昭和二十六年九月二十九日
振出人　大阪市東住吉区駒川町四の一九、大黒衣料株式会社取締役社長高谷清市
所持人　伊藤信三

●昭和二十六年（へ）第四〇九号

大阪市東成区大成通二の二一
申立人　射矢　重一

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年六月十八日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月八日
大阪簡易裁判所

（別紙）　目　録

千日土地建物株式会社株式二百株
株券種類、一百株券二枚
額面　金五千円也
一株の拂込額　金五十円也（全額拂込済）
記号番号　①四新戊三二七四、②六新戊一七七〇
発行日　①昭和二十三年十二月二十五日②昭和二十五年二月一日
発行者　千日土地建物株式会社取締役白井信太郎
最終名義人及び所持人　射矢重一

○公示送達

本籍板野郡一條町西條字庄境四十三番地、最後の住居下関市彦島町田村正子方
被告人　森本　昭義

右の者に対する窃盗被告事件について昭和二十七年二月一日午前十時公判を開廷するから当庁刑事法廷に出頭せられたい。

召喚に応じないときは旧刑事訴訟法第八十六條によつて勾引状を発することがある。

昭和二十六年十二月六日
徳島地方裁判所
裁判長裁判官　谷　弓雄

○失踪宣告

●昭和二十五年（家）第自七二八四至七二八六号

本籍及び最後の住所東京都墨田区菊川三丁目十番地
不在者　海津　キミ
大正六年三月十六日生
同　海津　邦英
昭和十七年十月二十七日生
同　海津　勲
昭和十九年十一月二十五日生

右の者等に対し東京都三鷹市上連雀五百六十四番地海津国太郎の申立により当家庭裁判所は昭和二十六年十一月六日死亡と看做し失踪を宣告した。

昭和二十六年十一月二十日
東京家庭裁判所

●昭和二十五年（家）第七六三一号

本籍東京都文京区大塚仲町三十六番地、最後の住所元満州国三江省富錦県富錦街満鉄社宅三号
不在者　橋本　芳雄
明治四十四年二月二十五日生

右の者に対し新潟県中頸城郡名香山村蔵々発電所社宅橋本けい子の申立により当家庭裁判所は昭和二十六年十一月六日死亡と看做し失踪を宣告した。

昭和二十六年十一月二十日
東京家庭裁判所

●昭和二十五年（家）第八六七五号

本籍及び最後の住所東京都足立区大谷田町千二百四十七番地
不在者　高橋要四郎
明治三十三年九月二十七日生

右の者に対し千葉県市川市八幡町四十二番地高橋庄三郎の申立により当家庭裁判所は昭和二十六年十一月六日死亡と看做し失踪を宣告した。

昭和二十六年十一月二十日
東京家庭裁判所

●昭和二十五年（家）第九五〇五号

本籍新潟県柏崎市大字比角千二百四十八番地、最後の住所東京都港区坂下町十一番地
不在者　丸田　武平
明治二十四年十月十三日生

右の者に対し東京都豊島区長崎六丁目二十七番地丸田トサの申立により当家庭裁判所は昭和二十六年十一月六日死亡と看做し失踪を宣告した。

昭和二十六年十一月二十日
東京家庭裁判所

●昭和二十五年（家）第一〇六六六 一〇六六七号

本籍東京都荒川区南千住町七丁目百十二番地、最後の住所元満州国三江省鶴立県鶴岡街
不在者　藤代　良吉
明治三十八年九月一日生
同　藤代　とみ
明治四十五年四月三日生

右の者に対し神奈川県川崎市南幸町三丁目千六百六十七番地藤代賢次の申立により当家庭裁判所は昭和二十六年十一月一日死亡と看做し失踪を宣告した。

昭和二十六年十一月十五日
東京家庭裁判所

●昭和二十五年（家）第二一四四号

本籍及び住所東京都北多摩郡府中町八〇八六番地

申立人　竹川喜八郎

本籍及び最後の住所同所同番地

不在者　竹川　静枝

大正十年三月二十日生

右の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立があつたから当裁判所は昭和二十六年三月三十一日公示催告をしたけれどもその期日である昭和二十六年十月三十日午前十時までに不在者の生存について届出がないから不在者は昭和二十年四月三十日以来三年以上生死が分らないものと認めて次の通り審判する。

主　文

不在者竹川静枝の失踪を宣告する。

昭和二十六年十一月十七日

東京家庭裁判所八王子支部

●昭和二十六年（家）第二四二八号

本籍及び住所東京都南多摩郡元八王子村元八王子二七〇五番地

申立人　栗田市三郎

本籍及び最後の住所同所同番地

不在者　栗田　良江

大正十五年八月五日生

右の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立があつたから当裁判所は昭和二十六年一月二十六日公示催告をしたけれどもその期日である昭和二十六年十月二十五日午前十時までに不在者の生存について届出がないから不在者は昭和二十六年八月二十五日以来三年以上生死が分らないものと認めて次の通り審判する。

主　文

不在者栗田良江の失踪を宣告する。

昭和二十六年十一月十七日

東京家庭裁判所八王子支部

●昭和二十六年（家）第二二二五号

本籍長野県飯田市大字飯田上三千二百三十番地、最後の住所満州国黒河省孫呉県勝武屯、昭和二十年八月十四日黒河省孫呉県勝武屯歩兵第二百六十九聯隊第一大隊第一機関銃中隊、今次戦争による生死不明者

山田　壽司

明治四十五年一月十七日生

右の者に対し栃木県宇都宮市西原町二千六百八十八番地栃原五郎方、山田房江の申立により当裁判所は昭和二十六年十月三十一日失踪を宣告した。依つて右生死不明者は、昭和二十三年八月十三日死亡したものとみなす。

昭和二十六年十月三十一日

宇都宮家庭裁判所

●昭和二十五年（家）第二二六八号

住所前橋市才川町百二番地

申立人　神山　正雄

本籍並びに最後の住所前橋市細ケ沢町四十八番地

不在者　神山　富貴

明治三十四年二月十五日生

右申立人から不在者に対し失踪宣告の申立があつたので当裁判所は昭和二十五年十一月十五日公示催告をしたけれどもその期日である昭和二十六年五月三十日午前十時までに不在者の生存の届出がないから不在者は大正十一年五月二十二日以来七年以上生死が明かでないものと認め昭和二十六年十月三十一日不在者神山富貴の失踪を宣告した。

昭和二十六年十一月十七日

前橋家庭裁判所

○失踪宣告取消

●昭和二十六年（家）第一〇七二号

本籍並びに住所千葉県東葛飾郡我孫子町我孫子二千六百七十七番地

申立人　立沢　彌市

大正七年五月十四日生

本籍右に同じ、死亡の場所横須賀市田浦四百八十番地国道上

不在者　立沢　彌助

明治二十年二月七日生

右不在者に対し昭和十九年五月十日松戸区裁判所がなした失踪の宣告は之を取消した。

昭和二十六年十二月六日

横浜家庭裁判所横須賀支部

●昭和二十六年（家）第五〇〇号

本籍広島県豊田郡河内町大字中河内五十六番屋敷、住所広島市京橋町四番地

申立人　脇坂　惣助

明治五年九月二十四日生

右申立人に対し昭和二十年六月二十一日になした失踪宣告は右申立人の申立によつて昭和二十六年三月二十七日これを取消した。

昭和二十六年十二月二十五日

広島家庭裁判所

○破産宣告及び破産廃止

●（登記簿上の本店所在地）大阪市生野区南生野町一丁目六十三番地

当時堺市鳳中町三丁目九十二番地の二藪内正一方

債務者　株式会社敦賀建材商店

右代表者代表清算人　藪内　正夫

右の者に対する昭和二十六年（フ）第二〇四号破産申立事件について当裁判所は昭和二十六年十一月二十七日午前十時破産宣告と同時に破産財団を以て破産手続の費用を償ふに足らないと認められるから左の通り決定する。

主　文

債務者株式会社敦賀建材商店を破産者とする。

本件破産はこれを廃止する。

右公告する。

昭和二十六年十一月二十七日

大阪地方裁判所

会社その他の公告

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十六年十一月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散致しましたので当会社に対し債権を有する方は本公告掲載の日より二箇月以内に申出下さい。若し上記期間内に御申出のない時は清算より除斥致します。

昭和二十六年十二月十二日

金沢市金石松原町百番地

渡辺工業株式会社

清算人　渡辺博太郎

解散公告

当組合は昭和二十六年十一月二十三日臨時総会の決議により解散しましたから当組合に対し債権を有する方は本公告掲載の日より二箇月以内に申出で下さい。右期間内に申出なきときは清算より除斥します。

昭和二十六年十二月五日

新潟県三條市大字四日町千九百三十五番地

新潟県木工金物協同組合

代表清算人　木戸寅三郎

解散公告（第二回）

当会社は株主総会の決議により昭和二十六年十一月三十日解散しました。当会社に債権のある方はこの公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出で下さい。若しこの期間内にお申出のないときは清算より除斥せられます。

昭和二十六年十二月一日

静岡市追手町二百二十九番地

田中商事株式会社

清算人　田中イサヨ

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十六年十一月二十四日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十六年十二月八日

東京都港区芝新橋一丁目八番地三

関東荷造梱包株式会社

清算人　寺尾　元吉

組織変更公告

当会社は昭和二十六年十一月三十日臨時社員総会において株式会社に組織変更することに決議を致しましたから異議ある方は本公告掲載の日より二箇月以内に御申出下さい。

昭和二十六年十二月一日

福岡県八女郡下広川村一條九〇二

渡辺織物有限会社

代表取締役　渡辺　太助

合併公告

昭和二十六年十一月三十日開催の左記両社臨時株主総会に於てブリヂストンタイヤ株式会社は和泉撚糸株式会社を合併して存続し和泉撚糸株式会社は解散することを決議致しました。尚合併に異議ある方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に御申出下さる様公告致します。

昭和二十六年十二月十二日

東京都港区麻布飯倉片町二十五番地

ブリヂストンタイヤ株式会社

大阪府泉北郡和泉町府中一千二百六十番地

和泉撚糸株式会社

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十六年十一月十五日株主総会の決議により同日解散した。当会社に対して債権ある者は第一回公告掲載の翌日から二箇月以内に申出で られたい。もしこの期間内に申出がないときは清算から除斥せられる。

昭和二十六年十二月十二日

東京都中央区日本橋呉服橋一丁目三番地二

東京殖産株式会社

清算人　赤羽　保正

資本減少公告

当会社は昭和二十六年十一月二十日の株主総会に於て資本額十八万円を資本額六万三千円に減少することを決議しましたから異議ある債権者は本件公告記載の翌日から二箇月以内に御申出下さい。

昭和二十六年十二月一日

門司市谷町三丁目一千七十番地

門司興業株式会社

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十六年十一月二十五日の株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十六年十一月二十八日

東京都中央区築地三丁目一番地

東京中央市場小揚株式会社

代表清算人　栗林　平治

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十六年十一月十八日の臨時株主総会の決議により同日解散した。当会社に対して債権を有する者はこの公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。もしこの期間内に申出でがないときは清算から除斥せられる。

昭和二十六年十二月五日

横浜市中区北仲通一丁目四番地

株式会社高島商店

清算人　佐原　藤三

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十六年十一月三十日株主総会の決議に依り解散したので当会社に債権を有する方は本公告第一回掲載の翌日から二箇月以内に申出下さい。右期間内に申出のないときは清算から除斥致します。

昭和二十六年十二月十日

静岡市呉服町二丁目八番地の六

株式会社花田商店

静岡県庵原郡富士川町中之郷八一二番地

清算人　花田　勝

合併公告

当会社は昭和二十六年十一月二十六日開催の株主総会に於て理研鋼材株式会社は理研精機株式会社を合併し其の権利義務を承継することを決議致しました。尚本合併は理研精機株式会社株主総会に於て合併決議をなすことを條件とします。右合併に対し異議ある債権者は本公告掲載の翌日より二箇月以内に御申出下さい。

昭和二十六年十二月九日

東京都北区神谷町二丁目九百三番地

理研鋼材株式会社

決定整備計画実行完了公告

当社は昭和二十六年十一月十四日を以て決定整備計画の実行を完了致しましたから企業再建整備法第四十一條第一項の規定により右公告致します。

昭和二十六年十一月三十日

神戸市葺合区筒井町一丁目二〇

日本ダンロツプ護謨株式会社

株式名義書換停止公告

来る昭和二十七年一月九日より臨時株主総会終了の日迄株主名簿記載事項の変更等を停止します。

昭和二十六年十二月十日

川崎市今井二

松葉産業株式会社

取締役社長　岩瀬　悌

星製薬株式会社定時株主総会招集公告

来る十二月二十八日（金曜日）午前十時本社に於て定時株主総会を開催し左記事項を附議致しますから御出席下さいます様公告致します。

会議の目的たる事項

第一号議案　第二次資産の再評価及其再評価額の合計額承認の件

第二号議案　自昭和二十六年六月一日至昭和二十六年十一月三十日、営業報告書、貸借対照表、財産目録、損益計算書の承認並損益金処分案の件

第三号議案　取締役及監査役改選の件

第四号議案　株式併合の件

額面一株二十五円の株式二十株を併合して額面五百円の株式一株とする。

第五号議案　商法改正に伴う定款変更の件

昭和二十六年十一月十二日

東京都品川区西大崎一の三二六

星製薬株式会社

取締役社長　星　親一

決定整備計画実行完了公告

当社は昭和二十六年十一月二十六日決定整備計画の実行を完了致しましたので企業再建整備法第四十一條第一項の規定により公告致します。

昭和二十六年十二月一日

東京都千代田区有楽町一丁目三番地

三徳工業株式会社

配当金公告

破産者　会津保健食品加工株式会社

右の者に対する福島地方裁判所若松支部昭和二十五年（フ）第一号破産事件に付き配当に関し公告すること左の如し。

一、配当に加ふべき債権の総額

金二十七万七千七百〇八円也

一、配当することを得べき金額

金十四万五千二百二十一円五十九銭也

右公告する。

昭和二十六年十二月三日

福島県若松市栄町二十八番地三

破産管財人　竹内　重雄

第十六期決算公告

貸借対照表

（昭和二十六年九月三十日現在）

資産の部	
土地建物	二六八、九〇〇・九九
什器	五八、九六九・五〇
設備費	三三、一八〇・〇〇
長期出資	四四〇、〇〇〇・〇〇
有価証券	二、八七五・〇〇
商品	五、一五三、六〇五・六八
得意先	四、九三三、四〇七・四七
受取手形	二、四五九、五六一・九〇
立替金	五六、五五九・〇〇
未収入金	六、五六〇・〇〇
仮拂金	一五〇、九〇〇・〇〇
銀行	二、〇八七、二三八・九〇
振替貯金	四、四一一・〇八
現金	一〇、五一八・六六
前拂費用	三五、八〇三・〇〇
合計	一五、七〇〇、四九一・一八
負債の部	
資本金	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
利益準備金	一四〇、〇〇〇・〇〇
別途積立金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
納税積立金	七、四六一・〇〇
配当引当積立金	五〇、〇〇〇・〇〇
借入金	一、六〇〇、〇〇〇・〇〇
仕入先	三、四二五、二二七・八九
仮受金	八二、八〇〇・〇〇
未拂金	四四五、五九二・〇〇
退職給与引当金	六六、〇〇〇・〇〇
未拂配当金	一三、五九七・四六
支拂手形	七、一五二、六七九・六五
前期繰越金	八六、三二一・二〇
当期利益金	五三〇、八一一・九八
合計	一五、七〇〇、四九一・一八

昭和二十六年十一月二十八日

神戸市生田区東川崎町四丁目四七

神戸船用品株式会社

第二期貸借対照表

昭和二十六年九月三十日現在

借方	
当座預金	六四、〇五二・一〇
現金	二一、二九〇・三〇
未収金	一、五四〇、五三二・〇〇
立替金	二三六、五九〇・〇〇
前拂費用	二四二、五二〇・〇〇
仮拂金	四八三、八八五・〇〇
車輌	一一、二九六、五四五・〇〇
器具備品	一五九、八三九・〇〇
創業費	二一一、五〇〇・〇〇
繰越損失金	二一九、一五三・七〇
合計	一四、四七五、九〇七・一〇
貸方	
支拂手形	七六四、五七〇・〇〇
未拂金	五一一、七六二・〇〇
預り金	六五一、五八四・〇〇
借入金	三、九六七、五〇〇・〇〇
資本金	七、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期利益金	一、五八〇、四九〇・六〇
合計	一四、四七五、九〇七・一〇

損益計算

（自昭和二十六年四月一日　至昭和二十六年九月三十日）

損の部	
営業費	九、一四四、〇一九・四〇
雑損	七、二五〇・〇〇
当期利益金	一、五八〇、四九〇・六〇
合計	一〇、七三一、七六〇・〇〇
益の部	
営業収入	一〇、六八五、七六〇・〇〇
雑収入	四六、〇〇〇・〇〇
合計	一〇、七三一、七六〇・〇〇

利益金処分

当期利益金	一、五八〇、四九〇・六〇
繰越損失金	二一九、一五三・七〇
差引利益金	一、三六一、三三六・九〇
これを左記の通り処分する。	
納税引当金	五六〇、〇〇〇・〇〇
法定積立金	八〇、〇〇〇・〇〇
別途積立金	七五、〇〇〇・〇〇
退職給与積立金	七五、〇〇〇・〇〇
役員賞与金	七五、〇〇〇・〇〇
配当金	三五〇、〇〇〇・〇〇
後期繰越金	一四六、三三六・九〇

以上の通りであります。

昭和二十六年十一月十日

東京都中央区京橋一丁目五番地

柏自動車株式会社

第一期貸借対照表

（昭和二十六年九月末日現在）

借方（資産の部）	
固定資産	九、六五二、四九一・〇〇
現金及び預金	一、一三一、八七八・〇二
売掛金	五、〇五二、六七九・五一
棚卸資産	一、九二〇、二七九・〇〇
受取手形	八〇〇、〇〇〇・〇〇
仮勘定	二二四、一二六・〇〇
組合出資金	三〇、五〇〇・〇〇
未経過利子	二一、九一〇・〇〇
合計	一八、八三三、八六三・五三
貸方（負債の部）	
借入金	三、七二〇、〇〇〇・〇〇
支拂手形	一八九、七五〇・〇〇
買掛金	一四六、三二〇・〇〇
未納酒税	四、一五六、七六〇・〇〇
未拂金	一、三九四、六五二・三一
預り金	二八、三九七・五〇
資本金	八、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期利益金	三九七、九八三・七二
合計	一八、八三三、八六三・五三

昭和二十六年十一月二十八日

長野県埴科郡坂城町六五七七

上田酒類工業株式会社

第八期貸借対照表

昭和二十六年九月三十日現在

借方（資産の部）	
土地建物	八、〇八二、〇一五・五〇
什器	三、三〇〇、七一五・一五
荷役、運搬具	三、六八一、七四〇・〇〇
営業権	五四〇、〇〇〇・〇〇
有価証券	七〇一、一〇〇・〇〇
差入保証金	三六二、九五六・八八
得意先勘定	四〇、五六二、九一〇・六六
未収金	一九〇、一九四・二三
仮拂金	八二九、三九八・二五
貸付金	五〇〇、二八〇・〇〇
準備金	一三五、〇〇〇・〇〇
準備品	八八七、四八八・七〇
受取手形	五九一、三三八・〇〇
銀行預け金	一〇、六九五、四一七・三四
現金	三〇、二九七・八二
合計	七一、〇九〇、八四二・五二
貸方（負債の部）	
運賃勘定	七八二、四七三・二八
未拂作業勘定	一八、二三〇、七五七・六四
未拂諸掛勘定	一一、八八五、四六七・二二
仮受金	一一、八一四、六〇五・九二
借入金	一、五〇〇、〇〇〇・〇〇
支拂手形	五、九五〇、〇〇〇・〇〇
仮勘定	五一五、八六二・六一
未拂金	六、五六〇、四六八・四〇
出張所勘定	七、七四二・七一
未拂配当金	一五、三五〇・〇〇
資本金	七、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
利益準備金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
別途積立金	三三五、〇〇〇・〇〇
退職手当積立金	七〇〇、〇〇〇・〇〇
納税積立金	六五〇、〇〇〇・〇〇
前期繰越金	三〇八、七〇三・三六
当期利益金	三、八四四、四二一・三八
合計	七一、〇九〇、八四二・五二

昭和二十六年十一月二十八日

大阪市北区宗是町一（大ビル一階）

大阪海運株式会社

第三期決算公告

貸借対照表

昭和二十六年九月三十日現在

借方	
現金、預金	四、五五八、一八九・三七
受取手形	六、七三九、二二〇・〇〇
売掛金	五一、〇一一、五三五・五六
其他当座資金	四、六一八、九〇七・二三
製品	五、二七八、四四二・三一
原材料	二八、六四二、五一三・二四
仕掛品	三七、九八六、三三一・七一
其他棚卸資産	五、一四七、三六二・七四
有形固定資産	一七、三四四、四八九・一三
無形固定資産	一二、〇五五・一〇
投資	一〇、〇〇〇・〇〇
繰延勘定	七、八八三、〇五五・二三
繰越欠損金	九、〇四八、八九〇・一八
合計	一七八、三八〇、九九二・八〇
貸方	
支拂手形	一八、五七九、九八二・〇〇
買掛金	三五、一三一、三三〇・一四
短期借入金	二二、七一〇、〇〇〇・〇〇
未拂金	三、九五〇、三六二・八五
前受金	四〇、三三九、四七〇・八〇
仮受金	五、六四二、三三二・二五
減価償却引当金	三、一七三、二九三・五〇
資本金	二五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
再評価積立金	一六三、二八〇・〇〇
当期純益金	五、六九〇、九四一・二六
合計	一七八、三八〇、九九二・八〇

鐘淵デイゼル工業株式会社

第7479号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

◉号外　十二月十日付参会第一号四頁
◉附録　十二月十日付第十一回国会衆会索引二頁

フジサワ

80%が回虫を持つている

北米では2%・西ヨーロッパでは8%・日本では80%・これが回虫の寄生率です　頭痛・腹痛・吐気・食欲不振・発育不良など實にさまざまの症状を惹起する回虫の駆除から國民ぜんたいの健康生活が生れると云つて過言ではありません　駆虫剤には種々の製剤がありますが中でも良質の海人草を原料とし回虫に強く働いてしかも人体には殆ど害を與えないマクニンをおすゝめします

集團駆虫の際は人体に害を與えず駆虫効果の高いマクニンをお選び下さい。サントニンとの併用は特に卓効を示します
—御申越次第文献送呈—

虫下し　マクニン

大阪市東区道修町二　藤沢薬品工業株式会社　東京・福岡・札幌

第五期決算公告

貸借対照表
（昭和二十六年九月三十日現在）

資産の部	
流動資産	四八、三一五、四五六・七五
固定資産	九一八、八七〇・六五
雑勘定	二三、三五六、四一一・三四
合計	七二、五九〇、七三八・七四
負債の部	
短期負債	三五、八七〇、七四〇・〇〇
雑勘定	二四、〇三一、一七〇・二四
資本勘定	一二、六八八、八二八・五〇
合計	七二、五九〇、七三八・七四

昭和二十六年十一月三十日
東京都中央区日本橋本町一の八
藤原物産株式会社

貸借対照表

（昭和二十六年九月三十日現在）

資産の部　科目	金額
固定資産	三二、七三四、二八五・八七
流動資産	六、五三〇、二七三・六〇
仮払金	一〇、七九四、三七二・二〇
繰越損失	七三、八九八、五〇二・二三
当期損失	三三、八四四、九二六・八五
合計	一五七、八〇二、三六〇・七五
負債及資本の部　科目	**金額**
資本金	一六、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
積立金	四〇〇、〇〇〇・〇〇
負債	一四一、四〇二、三六〇・七五
合計	一五七、八〇二、三六〇・七五

東京都江戸川区平井三丁目一〇六三番地
理研ゴム工業株式会社

第二十三期上半期貸借対照表

昭和二十六年九月三十日現在

資産の部	
固定資産	四一、二九七、二一八・〇六
投資資産	二四五、〇〇〇・〇〇
特定資産	二五六、一〇〇・〇〇
流動資産	五、二〇一、七〇五・八九
繰延及雑勘定	三、四三〇、〇六二・九五
株主勘定	一三、二五四、五六三・六六
当期欠損金	三、二四四、〇八九・四八
合計	六六、九二八、八〇〇・〇四
負債の部	
固定負債	三五、二一八、七〇八・〇〇
流動負債	一七、〇六七、九八九・三五
繰延及雑勘定	五、〇五六、七八七・〇三
株主勘定	九、五八五、三一五・六六
合計	六六、九二八、八〇〇・〇四

昭和二十六年十一月
図南汽船株式会社

旬刊　時の法令解説

新時代の要求にピッタリ!!
誰れもが望んでいて、しかも必要な解説記事！

〔43号〕　十二月十三日号　発売中

日本のILO再加入　戦後労働運動は著しい発展を遂げ、復興の原動力となつているが、今また正式に国際労働機構への加入が認められた。注目篇……高辻　正己

第一二回国会のトピック
違憲論に湧いた両條約……西村健次郎
BCGと米麦論議

時の経済　やせ細る日本漁業……稲葉　秀三
法令随筆　罰則のない法律……佐藤　達夫
法の生む不法……村岡　花子
列車妨害事犯　刑法の話題……植松　正

□乙種輸出信用保険を新設□会社の利益配当に対する規制を撤廃□連合国財産関係を調整□地方財政平衡交付金の算定方法□法令ニュース

本号A5判四八頁
定価一部二十五円（送料四円）
（毎月三の日・三回発行）
三ケ月概算送料共　三〇〇円
六ケ月同　六〇〇円
一ケ年同　一、二〇〇円

追随を許さぬ内容！

申込所　全国各地官報販売所・全国各地主要書店

東京都新宿区市谷本村町15
振替東京19000
印刷庁　発行

定価　一ケ月　二百十円　一部　九円　送料実費
公告料　公告　八ポイント一行　十七字詰　百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円
広告料　広告　八ポイント一行　十七字詰相当　二百円

発行所
東京都新宿区市谷本村町一五
印刷庁
電話九段(33)三一一一―五五九
振替東京一九〇〇〇　官報課